HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動（二）　ー観察と質問紙調査によってー
Author(s)	宮沢, 節生
Citation	北大法学論集, 30(2), 108-32
Issue Date	1979-10-17
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16284
Type	departmental bulletin paper
File Information	30(2)_p108-32.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　説

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動（2）

――観察と質問紙調査によって――

宮　沢　節　生

目　次

第1章　序　　説
　第1節　本稿の課題と位置づけ
　第2節　データ収集の経過
　付録1　質問項目の内容と単純集計（以上前号）
　第3節　若干の方法論的問題
　　第1項　暗黙の認識枠組の把握と伝達
　　第2項　調査票に対する回答の妥当性
　　第3項　その他の問題
第2章　主要ケースに関する観察データ
　第1節　派出所における捜査活動
　第2節　盗犯関係の捜査活動
　　第1項　現行犯逮捕のケース
　　第2項　緊急逮捕のケース
　　第3項　通常逮捕のケース
　　第4項　逮捕に至らなかったケース
　　第5項　要　　約（以上本号）
　第3節　強行犯関係の捜査活動
　第4節　暴力犯関係の捜査活動
　第5節　要　　約
第3章　捜査行動の記述
第4章　捜査行動の説明
第5章　結　　論

第1章 序　説

第3節 若干の方法論的問題

データの分析に先立って，本節では，いくつかの方法論的問題を検討する。それには，私の研究の全体に関わるものと，本稿に固有なものの，両方が含まれる。本節の目的は，それらの問題の解消を試みることよりは，むしろ，本稿と私の研究の全体とに内在する制約を確認し，自覚することにある。

第1項 暗黙の認識枠組の把握と伝達

すでに述べたように，私の研究におけるデータ・ソースの主体は，警察官の行動（それは，被疑者，参考人，一般市民，上司，同僚，その他の人々に対する彼ら自身の発言をも含む）に関する私自身の観察の記録，彼らが私に対して行なった状況の記述，理由の説明，意見の陳述などの聞き書き，および，私が行なった質問紙調査への彼らの回答，である。それらによって，私は，犯罪捜査過程の基本的パターン，その各ステップにおける警察官の行動，その行動への彼らの動機，犯罪捜査をはじめとする警察組織内・外の状況の諸要素に関する彼らの認識，評価，願望など，を記述しようとしているわけである。

ところで，エスノメソドロジー (ethnomethodology) のリーダーである Harold Garfinkel が，彼自身の見事な実験によって明らかにしたところによれば[1]，人々は，各人が予め抱いている暗黙の枠組に従って状況を認識し，それに基づいて以後の行動（それは，他者に対する発言をも含む）を選択する。そのような枠組が共有されており，そのような共通の枠組に従った行動が交換される限りにおいて，人々の間の相互作用は安定する。人々は，ある行動に出るとき，他者もまた自己と同じ枠組に従って自己の行動を認識し，それに反応してくるであろうと，暗黙のうちに期待する。したがって，人々の発言は，きわめて省略されたものになり，それに対して他者が予期された仕方で反応してこないとき，人

々は，著しい混乱に陥る。Garfinkel は，そのような混乱を実験的に惹き起こすことによって，人々の認識，行動，および相互作用における，共有された暗黙の枠組の存在と重要性を，ヴィヴィッドに示したのであった。したがって，また，そのような枠組を共有しない者は，それに基づく他者の行動を，十分に理解しえず，適切に反応しえないことになるのである。Garfinkel は，そのような枠組を，「目には触れるが，とくに注目されることのない (seen but unnoticed)」「背後に潜む期待 (background expectancies)」[2]と呼んだのであった。

そうであるとすると，私のデータ・ソースである警察官の行動や，私に対する彼らの記述，説明，陳述，回答なども，彼らの何らかの暗黙の枠組に基づいていると考えなければならない。彼らは，そのような枠組を暗黙の前提として状況（それは，私の存在や，質問紙項目の内容をも含む）を認識し，それに基づいて行動（以下，私への記述，説明，陳述や，質問紙への回答をも含むものとして，このタームを用いる）を選択するであろう。その際，彼らは，他者が彼らと同一の枠組で彼らの行動を認識することを，自覚せぬまま期待するであろうから，彼らの行動自体は，そのような暗黙の枠組を言外に伴い，それを補われて理解されることを前提とした，いわば省略形の表現でしかないものとして，とらえられなければなるまい。

かくして，警察官の行動に関する私の記述と解釈は，その言外の枠組に関する認識を動員して，それを補完した形で，行なうべきことになろう。また，私は，回答という形での彼らの行動をひき出すための質問紙の項目内容を決定する段階ですでに，彼らの暗黙の枠組によればどう理解されるかを見通し，彼らにとって有意味で，しかも，私の研究目的にとって適切な，そのような項目内容を設定しなければならないであろう。

なるほど，その職務の特殊性から推測すると，警察官の間には，かなり広い範囲で共有された特異な認識枠組があるのかもしれない。しか

し，いかにすれば，私がそれを認識しうるであろうか。また，私がそれを認識しえたことは，いかにして証明しうるであろうか。

そして，同じ性質の問題は，警察官と読者の間にも，成立しうる。かりに私が警察官の発言を逐語的に再現しえたとしても，読者が彼らの言外の枠組を認識していなければ，彼らの発言が現実に持ちえた含蓄をとらえることができず，したがって，その意味に関する私の解釈の妥当性もまた，批判することができないことになろう。

さらに，私と読者の間にも，同じ問題が成立しうる。なぜならば，私もまた独自の暗黙の枠組を持っており，それに従って状況（それは，私の目の前で展開される警察官の行動をも含む）への認識，反応(それは，警察官の行動に関する私の記述をも含む）を行なうであろうから，警察官の行動に関する私の記述もまた，いわば省略形の表現とならざるをえないからである。すなわち，読者は，私自身の暗黙の枠組を認識していなければ，私の記述の意味を十分に理解することができず，そのような十分な理解と，警察官の暗黙の枠組に対する認識とがなければ，警察官の行動に関する私の理解が妥当なものであるかどうかを検討することができない，ということになろう。

かくして，私は，少なくとも，警察官の枠組を知る方法，知りえたその枠組を読者に伝える方法，私がそれを知りえたことを読者に伝える方法，および，私自身の枠組を読者に伝える方法，を工夫しなければならないことになる。かりに，警察官が意識的に歪曲された行動を示してはいなかったとしても，彼らの行動をその暗黙の枠組と共に認識し，それを私自身の枠組とは識別しうる形で読者に伝達することが，困難な課題となるわけである。

もっとも，このように論じることは，人々の間における情報の伝達の可能性について，あまりに懐疑的であるのかもしれない。私は，警察官，私，および，読者が，同時代に生きる日本人として共有しているであろう常識を信頼し，とくに日本語を媒介として，いわば容易に「わかり合

える」ことを単に前提として議論を進めることで，さしつかえないのかもしれない[3]。

ところが，アメリカ合衆国カリフォルニア州の2都市について，少年警察，プロベイション，少年裁判所の事件処理過程を対象とした参加観察による研究を行なった社会学者 Aaron V. Cicourel は，この問題が，あらゆる社会学的研究にとって中核的なものであることを，力説する[4]。そこで，実質的な関心対象の点においても，研究技法の点においても，私の研究と共通性を有するその研究において，彼がどのようにその問題の解決に努めているか，一瞥してみよう。

Cicourel の研究課題は，少年，行為，行為状況が，少年司法の担い手に特有な，しかも共有された枠組によって認識され，記述されることによって，非行少年・非行という定型化されたレッテルを付与され，その付与が正当化されていく過程を，記述することである。彼の方法論的な議論は，彼が「客観化 (objectification)」と「検証 (verification)」と名づける2種類の作業の定義から出発する。「客観化」とは，行為者あるいは観察者がとくに注目したある事態で「データ」として提示したものが，それを基礎として何らかの推論を行なううえで信頼できるものであることを，聴者または読者に説得すること，である。すなわち，「何が起こったか」に関してある特定の推論を行なうに十分な根拠が存在し，あるいは，存在したことを，他者に確信させることである。したがって，「客観化」における基本的な問題は，それに注目し，それに基づいて「データ」を作り出した，そのもともとの対象と，それを取り巻く全体状況とを，行為者あるいは観察者はいかにして保存しうるか，というものになる。私なりに換言すれば，自身が「データ」として提示したものが，実際に「何が起こったのか」を特定するうえで十分に信頼できる，と主張する者は，「データ」が選択され，形成された場の状況全体に関しても，可能なかぎりの情報を伝えなければならない，ということであろう。他方，「検証」とは，「データ」として提示されているものを，関心対象と

なっている事柄の発生過程に関するア・プリオリないしアド・ホックな命題を支持しているものとして，一定の手続に従って解釈すること，である。「検証」が「客観化」を前提としていることは，見易いことであろう。

ここで，観察されたと主張されている事態そのものに対応した記述を「データ」として提示しうるのであれば，困難は生じない。ところが，Cicourel によれば，読者がその対応関係を検討することはできない。なぜならば，「データ」としての記述自体が，省略された形でしか行なわれえないからである。Garfinkel を引用する彼によれば，人々は，彼が「暗黙の知識 (tacit knowledge)」[53] ないし「背後に潜む期待」と呼ぶ暗黙の枠組に従って状況を認識し，他者もまた同じ枠組を有することを当然のことと期待しているために，常に省略された記述しか行ないえないのである。かくして，研究対象である人々が研究者に対して行なう記述や，研究者が「データ」とか「知見」とか名づけて提示する記述は，それぞれの「背後に潜む期待」に照らして判断することによってはじめて，その全体としての意味を理解しうることになる。そのようにして，研究対象者が行なう記述と，研究者が行なう記述とは，同じ性質の問題をかかえているものとされる。すなわち，Cicourel によれば，私が自分の研究に関して感じた問題は，実は，きわめて一般的な問題なのである。

かくして，研究者にとって，観察した事態に関する記述のみを「データ」として提示して，「データをして自らを語らしめる」という方法を採ることは，実は不十分なのであり，むしろ，観察対象となった行為者の「背後に潜む期待」と彼が認識したものを補いつつ解釈を加えた，いわば解釈的記述を行なうことが，必要とされる。すなわち，「会話および報告を分析するにあたって，研究者は，明言されてもいず，目に触れながらとくに注目されてもいない背後に潜む期待を，読者に伝達しうるように，問答あるいは文章を『書き直すこと (re-writing)』に接近しなければならない。そのような手続によって，読者は，当該場面の参加者

と観察者が，研究者によって描写された周囲の状況をどのように理解したのか，を理解しうることになろう。」[6] というのである。

そして，それを行なうにあたっての，以下の２つの方法が示される。第１は，対象者が重要なものと認識したであろう行為状況の特性をも示しながら，逐語的記録を検討することによって，研究者が研究対象者の発言をどう理解したのかを示すこと，換言すれば，研究者がいかにしてある解釈的記述に到達したのかを明らかにすること，である。第２は，Cicourel の研究関心に特有なものであるが，各非行事例が少年司法の諸段階を通過するにつれて各段階で導入されたり排除されたりした「背後に潜む期待」を暴露すること，である。要するに，少年司法の各段階について第２の解釈的記述を行ない，その妥当性を，そのつど第１の方法で示す，ということになる。

具体的には，最も単純な例をあげると，たとえば，以下のように論じられる[7]。(……は，私による省略である。)

……取調べは，「何が起こったのか」，および，特定の被疑者がいかに関与しているか，に関する警察官の疑いあるいは確信を証明するように，工夫される。使われた言葉が，少年を，特定の行動……に結びつける。たとえば：

警察官：やあ，君がジャック・ジョーンズかい。

少年：ああ，俺だよ。

警察官：結構，座れよ，ジャック。先週の土曜の夜に――クラブであったダンスについて，ちょっと聞きたいんだがね。君はそこにいたんだろ。

少年：ああ，いたと思うぜ。なぜだい。

警察官：ちょっと聞きたいことがあるのさ。それだけだよ。

警察官は，少年が現場にいたことの確かな要因……を確立するまでは，少年が……事件の主要な被疑者であることを明らかにしないであろう。しかし，警察官は，少年に対して一定の線の質問を準備するための，何らかのさしあたりの条件は，確立しようとする。……もしこの〔少年が現場にいた〕情報が彼にあれば，最初の文句は，「愛想の良い」または「中立的な」声の調子で発せられ，少年の有罪あるいは無罪を明らかに含蓄するものでない日常的な質問を含むであろう。……〔それに対して〕重大犯罪が行なわれたのにほとんど手掛りがない場合は，「きつい文句」を「かまかせ」てやろうと動機づけられるであろう。……

ここでは，取調べが高度に構造化されたものであるとする自己の解釈的記述の妥当性を例証するために，逐語的記録を引用し，同時に，逐語的記録の内容に基づいて，最初の接触における語調や言葉使いとその背後にある意図の関係に関する解釈的記述を，おそらくはそれまでの観察による経験の全体を基礎としつつ，提示している，と言えよう。

そのようにして，私の問題に対する Cicourel の対策は，結局のところ，観察された事態，発言，書類などに基づく解釈的記述の妥当性を読者に説得すること，すなわち「客観化」のためには，それらに関する生のデータをそのまま示すだけではなく，それらの周囲の状況に関するデータやデータ収集過程自体に関するデータをも可能なかぎり提示すること，に帰着する。そして，調査票に対する回答を基礎にした解釈的記述に関しても，回答を一種の記録文書としてとらえるならば，同じ手続が要求されると考えてよいであろう[8]。そうであるとすると，問題の指摘自体の意義はともかくとして，実際の手続自体は，意外に常識的なものに思われる。

しかし，それが十分な対策でありうるためには，ひとつのきわめて楽観的な前提を持ち込まなければならない。すなわち，人は，認識対象のあらゆる特性を同時に認識しうるだけではなく，自身が認識したことのすべてを言葉によって記録することができ，しかも，再現することができる，というものである。私には，それらが可能であるとは思われない。Cicourel が，認識内容の伝達以前の，選択的な認識の問題に触れていないのは，いささか意外なことである。それに対して，少なくとも記録に関する難点は，「会話のすべての要素を書き取ることは不可能であった[9]」などと述べて，Cicourel 自身も認めているのである。

また，かりにそれを無視したとしても，行為者の「背後にある期待」自体については，直接のデータはないことに，注意しなければならない。読者が知りうるのは，それに関する研究者の推論と，その推論の根拠となった対象者の外見的行動（発言を含む）に関するデータのみであ

る。その推論の妥当性に関する読者自身の評価は，そのようなデータに対する読者自身の「背後に潜む期待」に基づく解釈と研究者の解釈の一致の程度と，研究者が対象者と長期間にわたって行動を共にしたという事情に基づく研究者の理解力への信頼の程度とによって影響される，きわめて心理的なものであるにすぎないと思われる。そして，Cicourelも，この意味での説得力に明らかに訴えている。たとえば，「この研究において，私は，数年間にわたり，広範な遭遇を目撃することができた。したがって，報告書や記録書類に関する私の解釈は，2つのコミュニティに警察官として参加することで得られた知識の幅広い蓄積に，基礎づけられている[10]。」と述べており，データとして提示された書類の作成に先立ってどんな会話がなされたのかを推測しえない読者は，会話の逐語的記録を提示した章を常に参照するように，と指示しているのである。しかも，かりにそうであるとすると，そのように推論された「背後にある期待」によって対象者の行動に関する解釈的記述を行なうことは，推論の結果でその根拠を説明する，一種の循環論法に陥るようにも思われる。

かくして，本節で私が提起した問題には，根本的な解決策が存在しないように，思われる。おそらく，われわれは，個々の研究としてはその問題によるあいまいさを避けがたいとしても，同一の対象に対して多くの研究が行なわれることを通して徐々に，常に暫定的な，しかし次第に共通性の程度を高めていく，そのような知見が形成されていくことを，期待すべきであろう。知見のそのような不安定性は，研究対象の特性から不可避的に生じるものであって，それに対する研究関心をわれわれが放棄する用意がない以上，むしろ甘受すべきものであると言えよう。

しかしながら，結局は不十分なものにとどまらざるを得ないとはいえ，可能なかぎりの努力は払うべきである。本稿においては，調査経過全般に関しては，すでに前節で述べたし，調査票の主要部分も，付録1ですでに提示したが，とくに生の観察データを示すことが，さらに必要

であろう。そこで，次章においては，捜査経過に関してある程度まとまったデータが得られた事例について，その作業を行なうことにしたい。読者は，たとえば，ある発言が引用されて，それに対して私が何らかの解釈を下したり，それに基づいて何らかの推論を行なったりしている場合には，その発言が行なわれ，記録された，全体としての状況を，その発言がなされた事例の生のデータを参照することによって，ある程度まで推測しうるであろう。また，質問紙調査に対する回答を私が分析している場合には，それに対応している実態として私が想定しているものがどんなものであるかを，それらのデータから推測することができよう。そのようにして，生の観察データの提示は，前節および付録1と相俟って，私の議論に対する読者の批判をより容易にすることが，期待される。そのことは，また，同一のデータに対する，私とは違った観点からの二次的分析をも，ある程度まで可能にすることにもなろう。

1) Harold Garfinkel, ***Studies in Ethnomethodology***, Englewood Cliffs, N. J.: Prentice Hall, 1967, Chapter 2. ただし，彼自身は，実験の名に値しないと述べている。なお，エスノメソドロジーに関しては，さしあたり，加藤春恵子「社会的相互作用への現象学的接近—ガーフィンケルのエスノメソドロジーをめぐって」社会学評論，29巻2号，1978，15—27ページ，同「日常生活における意味付与活動」吉田民人（編著）『社会科学への招待：社会学』日本評論社，1978，156—173ページを参照。

2) ***Ibid.***, p. 36.

3) その日本語すら研究者自身が利用できなかった場合について，デイビッド・ベイリー（新田　勇・他・訳）『ニッポンの警察：そのユニークな交番活動』サイマル出版会，1977，12—14ページ。

4) Aaron V. Cicourel, ***The Social Organization of Juvenile Justice***, London: Heinemann, 1976 (First published in U. S. A., 1968), Chapter 1.

5) ***Ibid.***, p. 6.

6) ***Ibid.***, p. 18.

7) ***Ibid.***, pp. 115-116.

8) ***Ibid.***, pp. 10-12.

9) *Ibid.*, p. 123.
10) *Ibid.*, p. 167.

第2項　調査票に対する回答の妥当性

質問紙調査によるデータに関しては，さしあたり，被験者の与えた回答を，彼の認識，評価，行動選択（提示された捜査行動に対する肯定または否定）などを本当に反映しているものとして，あるいは，少なくとも自覚的に選択されたものとして，考えてよいかどうか，という問題を，検討しておこう。付録1から明らかなように，主体となった質問項目は，「あなたは……と思いますか。」と質問して，「5．そう思う」「4．どちらかと言えばそう思う」「3．どちらとも言えない」「2．どちらかと言えばそうは思わない」「1．そうは思わない」という5つの回答カテゴリーのどれかを選択させるものであるから，それに即して言えば，形式的には一応答えていても，最も無難な「3．どちらとも言えない」を機械的に選択したり，でたらめにどれかを選択したにすぎないのではないか，という危険が存在するのである。

そして，たしかに，「3」の選択が実は「わからない」または「答えたくない」という反応を示すものにすぎないのではないかという推測には，以下のような根拠が考えられる。

(1)　調査過程を報告した際に述べたように，警察官の間では，アンケートの類への回答が内部考課に利用されるのではないかという警戒心が強いと思われる。そうであるとすれば，「答えたくない」と思う者もまた，多いであろう。

(2)　これも調査過程の説明の際に述べたように，とくに警備部門の者から，この種のアンケート類に答えてよいのかという疑問が出されていた。したがって，少なくとも彼らの間では，「答えるべきでない」という理由から「答えない」者が多いであろう。

(3)　質問項目の内容が回答者の日常的経験の範囲外に属する事柄であ

る場合，端的に，「わからない」から「答えない」という反応が現れるであろう。たとえば，警務，交通，外勤の各部門に属する者にとって捜査に従事する機会がきわめて乏しいとすれば，捜査にあたってとるべき行動を尋ねられた場合，それらの者は，「わからない」と感じ，したがって，「答えない」であろう。

(4) 観察調査の成功は，観察者と被観察者の間に良好な人間関係，信頼関係が成立するかどうかにかかっている。私は，少なくとも二，三の派出所と刑事部門に属する者との関係においては，ある程度この条件を作り出すことに成功したと考えている。そして，もしそのような信頼関係あるいは親近感が存在する場合には，調査票に対して回答することにも，ある種のコミットメントが感じられるであろう。したがって，私が観察を行なわなかった警務，交通，防犯，警備の各部門では，いわば「答えなければならない義理」が感じられず，「答えない」者が多くなるであろう。

(5) 最後に，これも前節において述べたことであるが，警察官の大部分は，提出期日直前になってから急いで答を記入したように思われる。したがって，最も無難な「3」を機械的に選択したことが，考えられないではない。

かくして，かりに特定の捜査行動に関する賛否を問うとすれば，(5)が全部門について成立するほか，刑事部門には(1)が，外勤部門には(1)(3)のほか，(4)もある程度，警務部門，交通部門には(1)(3)(4)が，防犯部門には(1)(4)が，また，警備部門には(1)(2)(4)が，それぞれあてはまることになろう。そうであるとすると，カテゴリー「3」の選択は，警務，交通，外勤，警備部門できわめて多く，刑事部門で最も少なく，防犯部門で中程度であると推測される。

「3」以外の選択のパターンは，容易には推測できない。しかし，上記(1)～(5)の事情は，「3」以外のカテゴリーのでたらめな，あるいは機械的な選択をもひき起こすものとして，考えてよいであろう。

したがって，以上の想定がどの程度に確からしいか，何らかの方法で検討しなければならない。しかも，態度それ自体を観察することが不可能であるがゆえにそれを推定するために質問紙調査を行なうのであるから，直接的な検討はもともと不可能なのであって，回答自体を素材とする間接的な推測しか行ないえないのである。

そこで素材とするのは，犯罪捜査の各段階においてとるべき行動を尋ねた，第2部後半の41個の項目である。その一般型は，「あなたは，『……をする以上は，……するようでなければ，警察官としての義務を果たしたとは言えない。』と思いますか。」（下線は原文）というものであって，上記の5つの回答カテゴリーが付されている。また，犯罪捜査の段階は，職務質問から，逮捕，勾留を経て，自供の追及に及んでいる。したがって，本稿の関心領域の，まさに中核的な部分にかかわるのであって，ここでの検討のためには，最もふさわしい。項目の内容は，「一見して直ちに違法であるとは言えないが，考え方によっては問題があるものとされ，少なくとも妥当性を批判されるかもしれない」ような行動である。項目によってその問題性の程度に違いはあろうが，41項目に対する肯定または否定の一般的な方向は，共通のはずである。なお，それらの項目が，先行した観察の知見に基づいて構成されたことは，次章で観察データが引用されれば，自ずから明らかとなろう。

そこで，まず，各部門での回答カテゴリー「どちらとも言えない」の選択状況を検討する。もし上記の推測に一致する結果が現れていれば，（1）～（5）の想定が妥当であったとは直ちには言えないとしても，少なくともそれらが妥当であったことの可能性は，維持されるのである。

各回答カテゴリーの選択状況は，〔表1.1〕に示してある。さしあたり，「どちらとも言えない」の選択のすべてが「わからない」または「答えたくない」を意味するという最悪の場合を想定し，それが各部門の過半数を占めるかどうかに注目していこう。

表 1.1 捜査活動における警察官としての義務：全体と部門別の回答分布

注 1. 項目番号は，すべて第 2 部後半のものである。

注 2. 完全な項目内容については，付録 1 を見よ。

注 3. 回答の「1」は，「そう思う」または「どちらかと言えばそう思う」を，「2」は，「どちらとも言えない」を，「3」は，「どちらかと言えばそうは思わない」または「そうは思わない」を，それぞれ意味する。

注 4. 数値は，全体または部門毎でのパーセンテイジであり，各項目について縦に加えると，100%になる。ただし，小数点以下第 2 位で四捨五入したために，100%にならないものが，いくつかある。

注 5. ( ) 内は，各項目についての，全体または部門毎での回答者数であり，パーセンテイジ計算の基礎である。

注 6. 付録 1 には，全体・外勤・刑事以外についての単純集計は，示されていない。

注 7. 警務と部門不明の者については省略する。

項番目号	項内目容	回答	全体	外勤	刑事	交通	防犯	警備
62	職務質問をする以上は，必ずその目的を達する	1	56.3	60.8	55.8	30.0	75.0	58.3
		2	30.5	32.4	16.3	60.0	0.0	33.3
		3	13.2	6.9	27.9	10.0	25.0	8.3
			(197)	(102)	(43)	(20)	(8)	(12)
63	職務質問をする以上は，必ず衣服の上からさわってみる	1	29.4	28.4	34.9	10.0	37.5	25.0
		2	39.1	43.1	23.3	65.0	12.5	50.0
		3	31.5	28.4	41.9	25.0	50.0	25.0
			(197)	(102)	(43)	(20)	(8)	(12)
64	職務質問をする以上は，必ず持物をそとからさわってみる	1	31.5	32.4	37.2	15.0	25.0	25.0
		2	38.1	41.2	30.2	60.0	0.0	50.0
		3	30.5	26.5	32.6	25.0	75.0	25.0
			(197)	(102)	(43)	(20)	(8)	(12)
65	職務質問をする以上は，必ず持物を開けてみる	1	26.5	28.4	31.0	5.0	37.5	25.0
		2	40.3	41.2	33.3	65.0	0.0	41.7
		3	33.2	30.4	35.7	30.0	62.5	33.3
			(196)	(102)	(42)	(20)	(8)	(12)

項番目号	項内目容	回答	全体	外勤	刑事	交通	防犯	警備
66	職務質問をする以上は，相手が走って逃げ出した場合，必ず追いかけて行って手をかけて引きとめる	1	61.1	59.2	76.7	50.0	87.5	33.3
		2	29.3	32.0	14.0	45.0	0.0	41.7
		3	9.6	8.7	9.3	5.0	12.5	25.0
			(198)	(103)	(43)	(20)	(8)	(12)
67	任意同行を求める以上は，相手が拒否した場合，腕をとって同行する	1	14.6	15.5	9.3	15.0	37.5	16.7
		2	39.9	44.7	30.2	50.0	0.0	41.7
		3	45.5	39.8	60.5	35.0	62.5	41.7
			(198)	(103)	(43)	(20)	(8)	(12)
84	任意出頭を求めにわざわざ出向いて行く以上は，必ずその目的を達する	1	39.9	37.9	51.2	30.0	37.5	0.0
		2	40.4	44.7	27.9	50.0	12.5	83.3
		3	19.7	17.5	20.9	20.0	50.0	16.7
			(198)	(103)	(43)	(20)	(8)	(12)
85	任意出頭を求めにわざわざ出向いて行く以上は，相手が走って逃げ出した場合，必ず追いかけて行って手をかけて引きとめる	1	43.3	45.6	55.0	31.6	37.5	0.0
		2	36.1	39.8	22.5	47.4	25.0	66.7
		3	20.6	14.6	22.5	21.1	37.5	33.3
			(194)	(103)	(40)	(19)	(8)	(12)
86	任意出頭を求めにわざわざ出向いて行く以上は，相手が煮え切らない態度でいる場合，腕をとって同行する	1	12.2	17.6	4.7	10.0	0.0	0.0
		2	39.6	41.2	25.6	55.0	37.5	58.3
		3	48.2	41.2	69.8	35.0	62.5	41.7
			(197)	(102)	(43)	(20)	(8)	(12)
101	せっかく任意同行や任意出頭に応じてもらった以上，必要なことを必ずきき出す	1	55.8	53.9	76.7	30.0	50.0	41.7
		2	34.5	37.3	16.3	65.0	25.0	58.3
		3	9.6	8.8	7.0	5.0	25.0	0.0
			(197)	(102)	(43)	(20)	(8)	(12)
102	せっかく任意同行や任意出頭に応じてもらった以上，質問の途中で相手が立ち去ろうとした場合，腕をとって引きとめる	1	18.7	24.3	9.3	5.0	12.5	25.0
		2	43.4	49.5	23.3	70.0	25.0	41.7
		3	37.9	26.2	67.4	25.0	62.5	33.3
			(198)	(103)	(43)	(20)	(8)	(12)

項番目号	項内目容	回答	全体	外勤	刑事	交通	防犯	警備
103	せっかく任意同行や任意出頭に応じてもらった以上，同行の途中で逃げられないようにとりかこんで同行する	1	11.1	15.5	7.0	5.0	12.5	0.0
		2	40.9	42.7	16.3	70.0	25.0	66.7
		3	48.0	41.7	76.7	25.0	62.5	33.3
			(198)	(103)	(43)	(20)	(8)	(12)
104	せっかく任意同行や任意出頭に応じてもらった以上，たとえ深夜になっても，必要なことを全部きき出すまで質問を続ける	1	8.7	12.9	4.7	0.0	12.5	8.3
		2	41.0	45.5	20.9	63.2	12.5	50.0
		3	50.3	41.6	74.4	36.8	75.0	41.7
			(195)	(101)	(43)	(19)	(8)	(12)
105	せっかく任意同行や任意出頭に応じてもらった以上，食事や用便や休けいのときもつきそっている	1	13.2	15.5	9.5	0.0	12.5	0.0
		2	45.2	50.5	28.6	65.0	12.5	75.0
		3	41.6	34.0	61.9	35.0	75.0	25.0
			(197)	(103)	(42)	(20)	(8)	(12)
106	せっかく任意同行や任意出頭に応じてもらった以上，必要なことをある程度きき出すまでは，食事や用便や休けいをさせない	1	5.6	7.8	0.0	0.0	0.0	0.0
		2	35.4	41.7	11.6	60.0	12.5	58.3
		3	59.1	50.5	88.4	40.0	87.5	41.7
			(198)	(103)	(43)	(20)	(8)	(12)
107	せっかく任意同行や任意出頭に応じてもらった以上，同行の途中で相手が走って逃げ出した場合には，必ず追いかけて行って体あたりしてでも引き止める	1	20.2	21.4	20.9	20.0	0.0	16.7
		2	41.4	45.6	25.6	65.0	37.5	50.0
		3	38.4	33.0	53.5	15.0	62.5	33.3
			(198)	(103)	(43)	(20)	(8)	(12)
120	任意出頭を求める以上は，自供を獲得して緊急逮捕に持ち込む	1	24.2	28.2	18.6	15.0	12.5	16.7
		2	49.0	50.5	39.5	70.0	37.5	50.0
		3	26.8	21.4	41.9	15.0	50.0	33.3
			(198)	(103)	(43)	(20)	(8)	(12)
197	捜索をした以上，必ず目的物を発見する	1	39.8	43.9	50.0	25.0	25.0	0.0
		2	46.2	46.9	28.6	62.5	37.5	90.9
		3	14.0	9.2	21.4	12.5	37.5	9.1
			(186)	(98)	(42)	(16)	(8)	(11)

項番目号	項内目容	回答	全体	外勤	刑事	交通	防犯	警備
198	捜索をした以上，ほかの犯罪や余罪の資料も必ずさがす	1	31.0	30.4	48.8	15.0	25.0	8.3
		2	49.2	52.9	27.9	75.0	37.5	83.3
		3	19.8	16.7	23.3	10.0	37.5	8.3
			(197)	(102)	(43)	(20)	(8)	(12)
199	被疑者を逮捕しようとしてとりにがした場合でも，逮捕する場合に令状なしでできる捜索ぐらいはする	1	30.6	32.7	37.2	20.0	12.5	16.7
		2	46.9	49.5	25.6	70.0	25.0	75.0
		3	22.4	17.8	37.2	10.0	62.5	8.3
			(196)	(101)	(43)	(20)	(8)	(12)
200	被疑者を逮捕しに行って被疑者が不在だった場合，被疑者が帰るのを待ちながら，逮捕する場合に令状なしでできる捜索を，まずやっておく	1	17.9	17.8	16.3	10.0	12.5	25.0
		2	43.9	52.5	18.6	65.0	25.0	58.3
		3	38.3	29.7	65.0	25.0	62.5	16.7
			(196)	(101)	(43)	(20)	(8)	(12)
201	令状によって捜索する場合，被疑事実がどんなものかを被疑者に知られないようにする	1	12.2	12.9	7.0	5.0	12.5	25.0
		2	43.9	50.5	18.6	60.0	37.5	58.3
		3	43.9	36.6	74.4	35.0	50.0	16.7
			(196)	(101)	(43)	(20)	(8)	(12)
294	捜査に必要な資料の任意提出を求めた以上，必ずその目的を達する	1	41.3	40.2	48.8	21.1	75.0	25.0
		2	45.9	46.1	34.9	68.4	25.0	58.3
		3	12.8	13.7	16.3	10.5	0.0	16.7
			(196)	(102)	(43)	(19)	(8)	(12)
310	黙秘権の告知は，捜査の能率をさまたげることがないような言いかたでする	1	17.3	17.6	14.0	10.5	12.5	16.7
		2	50.0	55.9	27.9	78.9	50.0	58.3
		3	32.7	26.5	58.1	10.5	37.5	25.0
			(196)	(102)	(43)	(19)	(8)	(12)
311	弁護人選任権の告知は，捜査の能率をさまたげることがないような言いかたでする	1	14.2	14.6	9.3	5.3	12.5	8.3
		2	51.8	59.2	27.9	84.2	37.5	66.7
		3	34.0	26.2	62.8	10.5	50.0	25.0
			(197)	(103)	(43)	(19)	(8)	(12)

項番号	項内容	回答	全体	外勤	刑事	交通	防犯	警備
332	捜査を始めた以上，余罪がないかどうかあくまでたしかめる	1	44.8	38.6	65.1	29.4	37.5	33.3
		2	42.7	48.5	25.6	64.7	37.5	50.0
		3	12.5	12.9	9.3	5.9	25.0	16.7
			(192)	(101)	(43)	(17)	(8)	(12)
333	たとえ本件の捜査が早く終わったとしても，残りの期間を使って，余罪がないかあくまで追及する	1	46.9	40.8	71.4	31.6	62.5	25.0
		2	42.3	49.5	21.4	63.2	12.5	58.3
		3	10.7	9.7	7.1	5.3	25.0	16.7
			(196)	(103)	(42)	(19)	(8)	(12)
334	たとえ本件の捜査が早く終わったとしても，勾留をとって，余罪がないかどうかあくまで追及する	1	26.9	18.4	37.2	15.8	50.0	16.7
		2	53.8	63.1	37.2	73.7	25.0	58.3
		3	19.3	18.4	25.6	10.5	25.0	25.0
			(197)	(103)	(43)	(19)	(8)	(12)
368	取調をする以上，あくまで自供をひき出す	1	43.4	38.2	62.8	21.1	62.5	25.0
		2	42.9	44.1	30.2	73.7	37.5	58.3
		3	13.8	17.6	7.0	5.3	0.0	16.7
			(196)	(102)	(43)	(19)	(8)	(12)
369	取調をする以上，それ以後の処置を軽くすませることを約束してでも自供をひき出す	1	12.2	16.5	4.7	0.0	12.5	8.3
		2	37.6	41.7	20.9	68.4	25.0	33.3
		3	50.3	41.7	74.4	31.6	62.5	58.3
			(197)	(103)	(43)	(19)	(8)	(12)
370	取調をする以上，「よく面倒をみてやるから」と約束してでも自供をひき出す	1	10.2	12.6	7.0	0.0	0.0	8.3
		2	37.6	38.8	14.0	68.4	37.5	66.7
		3	52.3	48.5	79.1	31.6	62.5	25.0
			(197)	(103)	(43)	(19)	(8)	(12)
371	取調をする以上，被疑者の供述を理づめに問いつめていって自供をひき出す	1	42.6	41.7	58.1	10.5	62.5	16.7
		2	42.6	44.7	23.3	78.9	25.0	58.3
		3	14.7	13.6	18.6	10.5	12.5	25.0
			(197)	(103)	(43)	(19)	(8)	(12)

項番号	項内容	回答	全体	外勤	刑事	交通	防犯	警備
372	取調をする以上，「供述する義務がある」と説得して自供をひき出す	1	19.8	22.3	18.6	5.3	36.5	8.3
		2	41.1	42.7	20.9	78.9	12.5	66.7
		3	39.1	35.0	60.5	39.1	50.0	25.0
			(197)	(103)	(43)	(19)	(8)	(12)
373	取調をする以上，「すでに証拠はあがっている」と説得して自供をひき出す	1	21.6	26.5	20.9	5.6	28.6	0.0
		2	44.3	46.1	30.2	72.2	42.9	50.0
		3	34.0	27.5	48.8	22.2	28.6	50.0
			(194)	(102)	(43)	(18)	(7)	(12)
374	取調をする以上，被疑者の動機や境遇などに同情を示しながらでも自供をひき出す	1	33.2	34.0	39.5	5.3	28.6	25.0
		2	45.4	44.7	37.2	78.9	57.1	58.3
		3	21.4	21.4	23.3	15.8	14.3	16.7
			(196)	(103)	(43)	(19)	(7)	(12)
375	取調をする以上，多少きびしい言いかたで追及してでも自供をひき出す	1	31.1	28.2	48.8	10.5	28.6	16.7
		2	49.0	51.5	34.9	84.2	42.9	58.3
		3	19.9	20.4	16.3	5.3	28.6	25.0
			(196)	(103)	(43)	(19)	(7)	(12)
376	取調をする以上，ある程度の自供が得られるまでは接見を制限してでも自供をひき出す	1	17.9	18.4	20.9	5.3	28.6	8.3
		2	45.9	48.5	20.9	78.9	42.9	75.0
		3	36.2	33.0	58.1	15.8	28.6	16.7
			(196)	(103)	(43)	(19)	(7)	(12)
377	取調をする以上，ある程度の自供が得られるまでは食事やタバコや休けいを制限してでも自供をひき出す	1	9.8	12.4	5.0	0.0	0.0	9.1
		2	35.9	38.1	12.5	76.5	42.9	45.5
		3	54.3	49.5	82.5	23.5	57.1	45.5
			(184)	(97)	(40)	(17)	(7)	(11)
378	取調をする以上，たとえ深夜になっても，ある程度の自供が得られるまでは取調をつづける	1	10.4	12.7	7.5	0.0	14.3	8.3
		2	35.4	36.3	12.5	68.4	28.6	50.0
		3	54.2	51.0	80.0	31.6	57.1	41.7
			(192)	(102)	(40)	(19)	(7)	(12)

項番目号	項内目容	回答	全体	外勤	刑事	交通	防犯	警備
379	取調をする以上，黙秘権の告知を一時ひかえてでも自供をひき出す	1	8.7	10.7	4.7	0.0	0.0	8.3
		2	35.2	38.8	11.6	63.2	42.9	41.7
		3	56.1	50.5	83.7	36.8	57.1	50.0
			(196)	(103)	(43)	(19)	(7)	(12)
380	取調をする以上，勾留やその延長を最大限に利用してでも自供をひき出す	1	29.1	26.2	46.5	10.5	14.3	16.7
		2	41.8	42.7	20.9	78.9	42.9	66.7
		3	29.1	31.1	32.6	10.5	42.9	16.7
			(196)	(103)	(43)	(19)	(7)	(12)

そうすると，刑事部門で50%以上が「どちらとも言えない」と答えている項目は，期待通り，1つもない。また，防犯部門でも，そのような項目は，わずか2つしかない。そのことは，防犯部門の対象が特別法犯あるいは少年事犯であるにもかかわらず，捜査活動の基本においては，刑事部門との共通性が高いことを，示唆する。事実，各項目における回答カテゴリーの分布状況は，両部門において，きわめて似通っている。かくして，犯罪捜査の専務者であるこれら2部門の警察官の多くは，質問の内容が「わかる」のであり，また，「答える」意志を持ってくれた，と推測してよいであろう。

それに対して，「どちらとも言えない」という回答がきわめて多いであろうと予期した3部門（警務部門を除く）の中では，交通部門と警備部門における分布が，きわだって高い。その回答が50%以上に達する項目は，前者で39，後者で33に及ぶ。前者においては「わからない」と「答える義理がない」という反応が，後者においては「答えるべきでない」と「答える義理がない」という反応が，それぞれ強力にひきおこされたのではないか，と推測される。

そのような状況の中で，「どちらとも言えない」が50%を超えるものが外勤部門でわずか9項目しかないというのは，いささか意外である。捜査への関与が乏しいことによる「わからない」という反応の多いこと

が予期されたし，私の観察が内勤と二，三の派出所に限定されたことから，「答える義理がない」という反応も，少なくないと考えられたからである。ともあれ，全回答者数の半数強を占める外勤部門でのこの結果が，全体での集計で50％以上が「どちらとも言えない」と答えた項目が9つしかないという結果に，寄与していると言えよう。

そのように検討してみると，「どちらとも言えない」が実は「答えると危険だから答えない」「答えるべきでないから答えない」「わからないから答えられない」「答える義理がないから答えない」などの反応を示すものではないか，という私の推測の妥当性は，少なくとも可能性としては維持されたと言えよう。そうであるとすると，かりに刑事部門のみについて調査票データを利用するとしても，かなり慎重な取り扱いが必要とされることになる。なぜならば，かりに他の肯定的あるいは否定的カテゴリーの選択が真の態度を反映したものであると仮定しても，それらの選択と「どちらとも言えない」の選択とは，いわば異なる態度次元上に位置することになり，たとえば，肯定あるいは否定の相対的な大きさを計算する場合には，「どちらとも言えない」を，分母から排除すべきことになるからである。

はたして，「どちらとも言えない」と他の回答カテゴリーとは，まったく異なる次元上のものでしかないのであろうか。また，肯定的または否定的回答カテゴリーの選択も，上記の想定のように，でたらめで，機械的なものであると考えるべきであろうか。

そこで，林　知己夫の数量化理論第3類と呼ばれる技法によって，それらの問題を，さらに検討してみよう。この技法は，各変数（ここでは各質問項目）がとりうる値（ここでは被験者の回答）がいくつかの離散的なカテゴリー（ここでは回答カテゴリー）である場合に，各カテゴリーをいわば独立の変数として扱い，各カテゴリーの生起（ここでは各回答カテゴリーの選択）間の相関関係に基づいて，カテゴリーの現れ方の全変動を説明する相互に独立な軸を抽出し，各軸に対する各カテゴリー

の関連性の強さに応じた数値を与えるものである[1]。したがって，ここで検討しようとしている問題との関連では，以下の推測が許されよう[2]。

(1) ある軸について，一方の極に「どちらとも言えない」が分布し，他方の極に肯定あるいは否定が混在しつつ分布する場合，その軸は，「わからない」または「答えたくない」対「わかる」かつ「答える」，の次元を現わしているものと，推測される。

(2) ある軸について，一方の極に肯定があり，他方の極に否定があって，中間に「どちらとも言えない」が分布する場合，その軸は，私が最も期待する，「肯定」対「否定」，の次元を現わしているものと，推測される。

(3) 主要な軸の中に，(1) の軸のみが現れ，(2) の軸が現れないとすれば，「どちらとも言えない」が実は「わからない」または「答えたくない」であるにすぎないとする私の危惧の妥当性は，少なくとも可能性としては維持される。反対に，(2) の軸のみしか現れない場合は，各部門での回答パターンにもかかわらず，各回答カテゴリーの選択が被験者の真の態度を一応反映していることを，さしあたり仮定してよい。

(4) 主要な軸の中に (1) (2) の両方の軸が現れた場合には，どちらの軸の説明力が大きいかによって，「どちらとも言えない」の主要な性格が推測される。

(5) 主要な軸の中に (1) (2) の軸のどちらも現れず，肯定，「どちらとも言えない」，否定が混在した軸しか現れない場合は，まったくでたらめな回答しか行なわれなかったと推測される。

そこで，〔表 1.2〕を見よう。41 項目のそれぞれに 3 カテゴリーあるから，全部で 123 の軸がありうる。しかし，第 7 軸までで，全分散の 52 %を説明することができる。そこで，第 7 軸までの固有値，相関係数，累積説明率を示したのが，それである。第 1 軸による説明率が 23.2%，第 2 軸による説明率が 11.3%であるが，第 3 軸以下の説明率は，パーセンテイジで 1 桁になってしまう。したがって，それら 2 つを主要な軸と

みなすことにしよう。

表 1.2　数量化理論第 3 類による 41 項目の分析：第 7 軸までの固有値・相関係数・累積比率

軸	固有値	相関係数	全分散に占める累積比率
1	0.47103	0.68631	0.23166
2	0.23016	0.47975	0.34486
3	0.10382	0.32222	0.39593
4	0.08491	0.29139	0.43769
5	0.06790	0.26057	0.47109
6	0.05443	0.23330	0.49786
7	0.04902	0.22142	0.52197

そこで，まず第 1 軸について，与えられた数値が負で大きなカテゴリーから正で大きなカテゴリーまで並べてみると，〔表 1.3〕のようになる。41 項目に対する「どちらとも言えない」という回答がすべて負の数値を与えられていることが，明らかであろう。それに対して，1 項目に対するものを除いて，肯定または否定はすべて正の数値を有し，分布上の明らかな境界を示すことなく，まじりあっている。すなわち，この軸は，「どちらとも言えない」対「肯定」または「否定」，という対極性を示している。

表 1.3　数量化理論第 3 類による 41 項目の分析：第 1 軸への数値

注 1.　項目番号は，すべて第 2 部後半のものである。表 1.1 および付録 1 を見よ。

注 2.　回答カテゴリーは，「1」が，「そう思う」または「どちらかと言えばそう思う」を，「2」が，「どちらとも言えない」を，「3」が，「どちらかと言えばそうは思わない」または「そうは思わない」を，それぞれ意味する。

項目番号	回答カテゴリー	選択頻度	数　値
378	2	68	−0.04091
379	2	69	−0.03921
377	2	66	−0.03842

項目番号	回答カテゴリー	選択頻度	数 値
106	2	70	−0.03746
370	2	74	−0.03632
369	2	74	−0.03587
101	2	68	−0.03503
380	2	82	−0.03246
332	2	82	−0.03170
371	2	84	−0.03147
85	2	70	−0.03145
62	2	60	−0.03097
333	2	83	−0.03092
368	2	84	−0.03088
103	2	81	−0.03070
66	2	58	−0.03052
372	2	81	−0.03040
201	2	86	−0.02952
104	2	80	−0.02946
200	2	86	−0.02866
376	2	90	−0.02836
373	2	86	−0.02831
374	2	89	−0.02768
107	2	82	−0.02746
102	2	86	−0.02703
199	2	92	−0.02662
105	2	89	−0.02645
197	2	86	−0.02599
294	2	90	−0.02599
198	2	97	−0.02578
86	2	78	−0.02540
84	2	80	−0.02526
375	2	96	−0.02523
310	2	98	−0.02447
120	2	97	−0.02322
63	2	77	−0.02306
334	2	106	−0.02282
64	2	75	−0.02232

項目番号	回答カテゴリー	選択頻度	数　値
311	2	102	−0.02210
65	2	79	−0.02118
67	2	79	−0.01947
66	3	19	−0.00337
62	3	26	0.00766
86	1	24	0.00867
67	1	29	0.01178
63	3	62	0.01220
65	3	65	0.01246
64	3	60	0.01284
85	3	40	0.01337
67	3	90	0.01341
368	3	27	0.01445
378	1	20	0.01462
102	1	37	0.01474
84	1	79	0.01506
311	1	28	0.01511
66	1	121	0.01525
62	1	111	0.01561
371	3	29	0.01575
64	1	62	0.01576
103	1	22	0.01593
101	3	19	0.01656
310	1	34	0.01660
377	1	18	0.01661
379	1	17	0.01777
65	1	52	0.01791
372	1	39	0.01805
104	1	17	0.01813
200	1	35	0.01814
369	1	24	0.01842
107	1	40	0.01844
86	3	95	0.01865
105	1	26	0.01865
101	1	110	0.01871

項目番号	回答カテゴリー	選択頻度	数　値
63	1	58	0.01883
85	1	84	0.01938
106	1	11	0.01942
107	3	76	0.02006
374	3	42	0.02025
199	1	60	0.02062
106	3	117	0.02067
294	1	81	0.02092
201	1	24	0.02103
379	3	110	0.02120
370	3	103	0.02128
376	1	35	0.02136
380	3	57	0.02138
84	3	39	0.02159
373	3	66	0.02180
332	3	24	0.02183
120	1	48	0.02197
104	3	98	0.02199
369	3	99	0.02203
375	3	39	0.02210
378	3	104	0.02231
333	1	92	0.02240
105	3	82	0.02242
372	3	77	0.02243
103	3	95	0.02260
333	3	21	0.02270
120	3	53	0.02280
377	3	100	0.02307
370	1	20	0.02326
373	1	42	0.02366
374	1	65	0.02372
102	3	75	0.02386
294	3	25	0.02387
380	1	57	0.02406
198	3	39	0.02420

項目番号	回答カテゴリー	選択頻度	数　値
197	3	26	0.02426
201	3	86	0.02439
375	1	61	0.02442
376	3	71	0.02443
332	1	86	0.02454
197	1	74	0.02503
200	3	75	0.02525
198	1	61	0.02554
334	3	38	0.02555
371	1	84	0.02566
368	1	85	0.02630
199	3	44	0.02656
334	1	53	0.02674
311	3	67	0.02687
310	3	64	0.02744

かくして，第1軸は，「答えない」か「答える」かという反応の次元であると言ってよいであろう。すなわち，「どちらとも言えない」という回答の最も大きな意味は，「わからない」または「答えたくない」というものであるように，思われる。

他方，第2軸について同じ作業を行なうと，〔表1.4〕のようになる。まず，負の領域を見ると，与えられた数値の絶対値の大きいものから小さいものへという方向で，「肯定」が，選択頻度の小さいものから大きいものへという順序で並んでいる。これは，最もプロブレマティックで賛成しがたい行動から，最も問題が少なく肯定しやすい行動へ，という方向であると考えてよいであろう。それに対して，正の領域では，数値の絶対値の大きいものから小さいものへという方向で，「いいえ」が，選択頻度の小さいものから大きいものへという順序で並んでいる。これは，最も問題が少なくて反対する理由に乏しいものから，最もプロブレマティックで大多数が反対しているものへ，という方向であると考えられる。そして，「肯定」群と「否定」群の中間に，「どちらとも言えない」

が分布しているわけである。

表 1.4 数量化理論第3類による41項目の分析：第2軸への数値

注1. 項目番号は，すべて第2部後半のものである。表1.1および付録1を見よ。

注2. 回答カテゴリーは，「1」が，「そう思う」または「どちらかと言えばそう思う」を，「2」が，「どちらとも言えない」を，「3」が，「どちらかと言えばそうは思わない」または「そうは思わない」を，それぞれ意味する。

項目番号	回答カテゴリー	選択頻度	数 値
106	1	11	−0.11436
377	1	18	−0.10865
370	1	20	−0.09492
378	1	20	−0.09364
379	1	17	−0.09181
369	1	24	−0.09037
104	1	17	−0.06980
86	1	24	−0.06944
311	1	28	−0.06527
310	1	34	−0.06457
376	1	35	−0.05914
103	1	22	−0.05792
201	1	24	−0.05718
105	1	26	−0.05483
372	1	39	−0.05316
102	1	37	−0.04478
200	1	35	−0.04406
380	1	57	−0.04118
374	1	65	−0.04109
67	1	29	−0.04095
120	1	48	−0.03987
373	1	42	−0.03919
375	1	61	−0.03789
65	1	52	−0.03014
199	1	60	−0.02861

項目番号	回答カテゴリー	選択頻度	数　値
107	1	40	−0.02849
63	1	58	−0.02763
198	1	61	−0.02614
334	1	53	−0.02587
64	1	62	−0.02329
294	1	81	−0.02015
368	1	85	−0.01916
85	1	84	−0.01915
371	1	84	−0.01761
84	1	79	−0.01449
107	2	82	−0.01409
197	1	74	−0.01236
67	2	79	−0.01228
332	1	86	−0.01174
101	1	110	−0.01067
105	2	89	−0.00942
333	1	92	−0.00937
103	2	81	−0.00919
104	2	80	−0.00854
86	2	78	−0.00836
379	2	69	−0.00795
62	1	111	−0.00792
106	2	70	−0.00644
102	2	86	−0.00560
66	1	121	−0.00517
373	2	86	−0.00469
66	2	58	−0.00265
84	2	80	−0.00178
333	2	83	−0.00148
377	2	66	−0.00143
370	2	74	−0.00121
62	2	60	−0.00108
200	2	86	−0.00027
334	2	106	−0.00026
63	2	77	0.00022

項目番号	回答カテゴリー	選択頻度	数 値
378	2	68	0.00049
369	2	74	0.00102
332	2	82	0.00150
376	2	90	0.00160
65	2	79	0.00178
201	2	86	0.00228
85	2	70	0.00235
380	2	82	0.00305
64	2	75	0.00321
120	2	97	0.00328
311	2	102	0.00380
372	2	81	0.00465
199	2	92	0.00526
198	2	97	0.00543
310	2	98	0.00594
197	2	86	0.00632
294	2	90	0.00698
375	2	96	0.00805
101	2	68	0.00829
371	2	84	0.00835
368	2	84	0.01061
374	2	89	0.01079
106	3	117	0.01464
201	3	86	0.01528
379	3	110	0.01871
370	3	103	0.01899
378	3	104	0.01914
104	3	98	0.01938
64	3	60	0.02015
377	3	100	0.02036
369	3	99	0.02081
65	3	65	0.02091
311	3	67	0.02100
103	3	95	0.02130
372	3	77	0.02161

項目番号	回答カテゴリー	選択頻度	数　値
197	3	26	0.02241
200	3	75	0.02272
67	3	90	0.02403
86	3	95	0.02424
310	3	64	0.02457
63	3	62	0.02568
371	3	29	0.02572
368	3	27	0.02617
376	3	71	0.02639
105	3	82	0.02819
102	3	75	0.02858
199	3	44	0.02913
373	3	66	0.03010
120	3	53	0.03019
107	3	76	0.03026
85	3	40	0.03049
198	3	39	0.03090
84	3	39	0.03313
332	3	24	0.03347
380	3	57	0.03588
334	3	38	0.03599
62	3	26	0.03657
375	3	39	0.03812
101	3	19	0.03827
294	3	25	0.03873
374	3	42	0.03951
66	3	19	0.04132
333	3	21	0.04459

かくして，第2軸は，私が最も期待した，「肯定」対「否定」，という軸であったとみなしてよいであろう。「どちらとも言えない」について言えば，必ずしも単に「わからない」または「答えたくない」というものではないように，思われる。

さらに，各カテゴリーを，第1軸と第2軸の直交座標上に位置づける

と,〔図1.1〕のようになる。第1軸において,「どちらとも言えない」対「肯定」または「否定」,という構造が現れ,第2軸において,「肯定」対「否定」,という構造が現れていることが,明らかであろう。また,「否定」または「どちらとも言えない」においては,対象となる項目内容の違いがあまり大きな意味を持たないのに対して,「肯定」においては,それがきわめて大きな意味を持つことも,明らかである。それによれば,項目66が,最も肯定しやすい,最も問題性の少ない内容であるのに対して,項目106が,最も肯定しにくい,最も問題性の多い内容であるということになろう。

結局,「肯定」または「否定」については,私の期待通り,「答える」意志のある者の自覚的判断を一応妥当に示しているものと,さしあたりはみなしてよいように思われる。それに対して,「どちらとも言えない」については,たしかに第2軸に関するかぎりは,「肯定」または「否定」と同一性格のものとみなしてよいかのように見えるが,いかに相互に独立なものであるとはいえ,より説明力の大きな第1軸の上で現れた特性は,やはり無視することはできないであろう。〔図1.1〕を見ると,とくにそのように思われる。

ここで,本稿の課題が「犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動」であることを,想起しよう。調査票によって検討するのは「意識」であるが,その検討の中心となるのは,さしあたり,刑事部門の警察官の間で支配的な認識,評価,あるいは行動選択はどういうものであるか,という分析である。したがって,たとえば,ある捜査行動に関する肯定または否定が,その部門での多数意見と見なしうる程度に十分な大きさで存在することが必要となる。また,私の調査のようにきめの粗い方法による場合には,知見の提示にあたって,保守的な,控え目な見積りを行なうべきであろう。すなわち,多数意見であるかどうかを判断するための分母は,大きい値であることが望ましい。

かくして,以下の分析においては,「肯定」または「否定」が「どち

図 1.1　数量化理論第 3 類による 41 項目の分析：
第 1 軸・第 2 軸の直交座標上の回答カテゴリーの位置

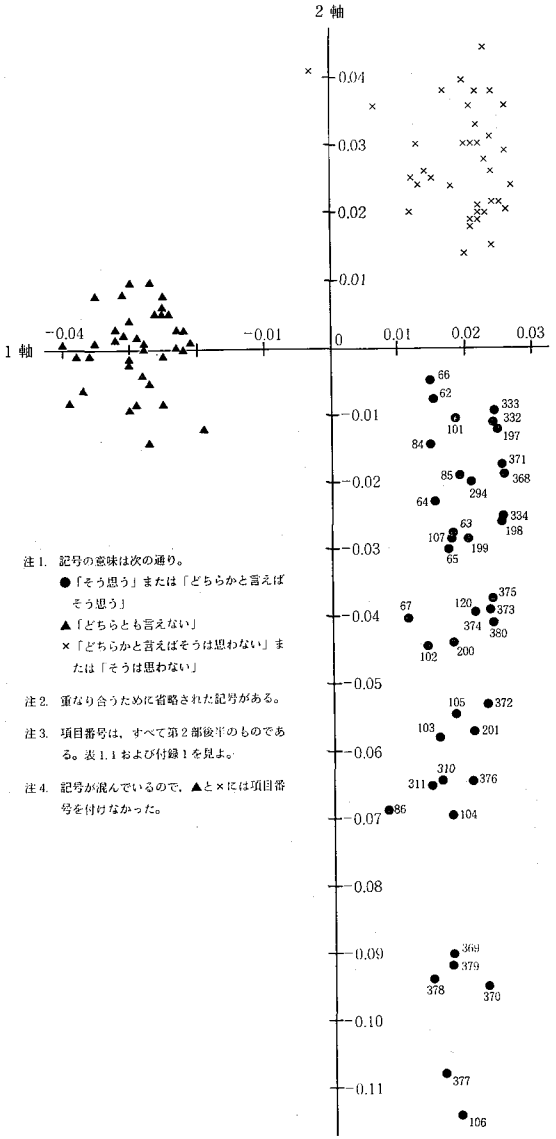

注 1.　記号の意味は次の通り。
●「そう思う」または「どちらかと言えばそう思う」
▲「どちらとも言えない」
×「どちらかと言えばそうは思わない」または「そうは思わない」

注 2.　重なり合うために省略された記号がある。

注 3.　項目番号は，すべて第 2 部後半のものである。表 1.1 および付録 1 を見よ。

注 4.　記号が混んでいるので，▲と×には項目番号を付けなかった。

らとも言えない」を加えた分母によってもなお60%に達しているかどうかを，多数意見判断の最低限の目安として採用し，そのように明らかなパターンを示している項目に焦点を合わせて，議論を展開していこう[3]。

実際のところ，私の調査のようにきめの粗い方法によるものについて，数パーセントの分布の違いにこだわるのは無意味であろうし，反面では，この方針による大づかみな知見でも，わが国の警察に関する研究の現状では，十分に価値があると思われるのである。また，明らかに違法ではないとしても少なくともプロブレマティックな事柄について，「どちらとも言えない」という逃げ道があるにもかかわらず，とくに「肯定」が60%以上現れているとすれば，当該部門に属する者にとって，それが多数意見であることを否定するわけにはいかないように思われる。

以下においては，以上の結果が，素材とした41項目以外にも妥当するものと仮定して，分析を行なっていこう。

1) 三宅一郎・他『SPSS 統計パッケージ』II（解析編），東洋経済新報社，1977，194-209ページ。計算には北海道大学大型計算機センターの SPSS を使用した。

2) それは，結局，内的尺度の妥当性を判断する基準として内的一貫性，すなわち一次元性を用いることに，帰着する。安田三郎『社会調査の計画と解析』東京大学出版会，1970，130-131ページ，146ページ。

3) こころみに，刑事一・二課の全刑事を有限母集団としてとらえ，回答した刑事43名をその忠実な確率標本としてとらえると，標本比率60%に対応する標準誤差は約4%となって，母集団比率の推定の安全性を95%とした場合には，推定値の下限でも十分に50%を超える。60%という目安は，標本数の大きい全体や外勤については保守的すぎる値であるし，外勤・刑事以外の部門については甘すぎる値であるが，さしあたりの主な関心が刑事部門にあることを前提とすると，まったく根拠のないものとは言えないであろう。

第3項　その他の問題

前2項では，データの特性に起因し，私の研究の全体にとって基本的な，2つの問題を検討した。本項では，さらに，本稿における推論に伴う問題のいくつかを，一括して示しておきたい。

すでに繰り返し述べているように，本稿においては，観察と質問紙調査によって推測された行動または行動選択を，同じく観察と質問紙調査によって推測された認識や評価の関数としてとらえ，後者による前者の説明を，それ自体仮説的なものとして提示するのであるが，その際，以下のような問題が発生することを，認めなければならない。

(1) いかにそれ自体を仮説として提示するものであるとはいえ，非実験的研究に基づいて，因果関係を含意する主張を行なうことになる。その問題は，少なくとも本稿の基礎になった私の調査を前提とする以上，非実験的研究が常にそうであるように，決して解消されることはない。

(2) 本稿の基礎になったデータを前提とした場合でも，複数のアプローチに基づいてデータを分析することが可能であろう。それにもかかわらず，さしあたり本稿では，私自身が最も自然に採りうる観点のみに従って，データを分析していく。したがって，説明への別の観点が可能でありうるにもかかわらず，それが自覚的に検討されないことになり，それに基づく仮説の可能性を排除しえないこととなって，結局は，提示する仮説を，最もたしからしいものとして主張しえないことになる[1]。

(3) 認識および評価の対象であるはずの客観的事態それ自体に関しては，その存在および特性を直接に検討しようとはしない。本稿の基礎になったデータを前提とした場合でも，それらに関するデータを補うことは不可能ではないが，さしあたり本稿では，手元にあるデータのみで言いうる事柄に，議論を限定するのである。その結果，認識および評価の妥当性が検討されることは少ないし，それらの形成過程が検討されることもないために，それらがあたかも真空の中で形成されたかのような印象を与えることになる。

(4) 行動あるいは行動選択と，認識あるいは評価を，個々の刑事について比較するのではなく，刑事全体におけるそれらの支配的な特性を発見し，そのような行動あるいは行動選択に，そのような認識あるいは評価を単純に結合することによって，後者によって前者を説明する仮説を

構成しようとする。本稿の基礎になった調査を前提とする場合でも，少なくとも調査票データが存在するかぎりにおいて，たとえば行動選択への賛否と上司からの要求に対する認識の関連性を，個々の刑事を分析単位として検討することは可能であるが，本稿においては，その前段階の知見を，いわば今後の分析への仮説として，提示するのである。そのために，たとえば，Aという認識の結果としてBという行動をとらえた場合でも，Bという行動を採る者の大部分がAという認識を有しており，Bという行動を採らない者の大部分がAという認識を有していなかった，と言いうる根拠は，さしあたりは，どこにも示されない。その問題は[2]，刑事の多数が行動Cと行動Dを支持する，と述べる場合にも，刑事の多数が認識Eと認識Fを有する，と述べる場合にも，同様に成立する。

(5) 基本的には，対象となった警察署における実態に関する研究であるから，ケース・スタディの一種であり，知見の一般化の可能性は，その範囲を越えることができない。その問題は，本稿の基礎となった調査を前提とするかぎりは，解消されることはない。

しかしながら，私は，それらの問題にもかかわらず，本稿はなお発表の価値を有する，と考えたい。なぜならば，わが国の刑事警察に関する社会科学的研究の現状が前節において整理したようなものであるとするならば，本稿程度のものであっても，知識の漸進的な蓄積の過程の中で，なお独自の貢献をなしうるであろうし，本稿の分析段階での知見を示しておくことは，それがほとんど未加工のデータに近いものであるために，第1節で述べたような，私とは異なった観点からの二次的分析や，今後のより加工を施された報告に対する批判を，より容易にする効果を持ちうる，と考えられるからである。

1) 法の効果の研究についてその問題を検討したものとして，Richard Lempert, "Strategies of Research Design in the Legal Impact Study: The Control of Plausible Rival Hypotheses," *Law and Society Review*, 1,

1966, pp. 111-132.

2) それは，統計学におけるエコロジカル・ファラシーの問題にほかならない。William S. Robinson, "Ecological Correlations and the Behavior of Individuals," *American Sociological Review*, 15, 1950, pp. 351-357; Laura Irwin Langbein and Allen J. Lichtman, *Ecological Inference*, Beverly Hills and London: Sage Publications, 1978, pp. 5-11.

第2章　主要ケースに関する観察データ

本章では，捜査過程のいくつかの側面に関してある程度まとまった見聞の得られた主要なケースについて，フィールド・ノートに書き込まれた生のデータを提示する。それには，2つの目的がある。

その第1は，言うまでもなく，前章第3節第1項において検討した方法論的要請をみたすことである。観察データを断片的に引用しながら行なう私の解釈と推論の妥当性を批判するためには，読者は，引用されるデータをそれが得られた前後の状況の中に位置づけて自ら検討する機会を，可能なかぎり与えられなければならない。読者は，ケース番号付きの引用に接したとき，常に本章を参照しなければならない[1]。

第2の目的は，生のデータをあるがままに眺めることによって，自然の捜査過程に存在するパターンを把握することである。それによって，全体としての捜査の流れの中で，各段階をどのように順序づけるべきかが明らかになるであろうし，捜査行動の各類型の特性をどの段階で検討すべきかも，明らかになるであろう。また，それによって，データを私自身の既成観念に従って配列し，歪めてしまうという危険が減少することも，期待されるのである[2]。

ケースの提示は，外勤部門，盗犯捜査，強行犯捜査，暴力犯捜査の順序で行なう。知能犯捜査については報告に足りる見聞がないので，それは割愛する[3]。各ケースには，提示順に番号を付け，今後それで参照することにする。

データの提示にあたって，A 月，B 月とか，刑事 A，刑事 B という表示が行なわれるが，それらは，各ケースの中でのみ通用するものである。〔ケース1〕の A 月または刑事 A が，〔ケース2〕の A 月または刑事 A と同一であるとは，限らない。それは，関係者の匿名性を高めるための措置である。同様に，匿名性維持の観点から，課長以上は，すべて「幹部」と呼ぶことにするし，係長は，「刑事」に含めることにする。たとえば，殺人事件に関して，「課長」あるいは「係長」という記述が見られたならば，それが「刑事一課長」または「強行犯係長」であることは，容易に判明するであろう。そのような危険は避けなければならないのである。

なお，フィールド・ノートの記載をそのまま転載する方針を採るので，本文と引用部分とで，送り仮名や語調その他が異なることがある。また，フィールド・ノートの記載自体も，多かれ少なかれ省略された表現とならざるをえず，同一事例の中でも，異なる調子の表現が生じざるをえない。しかしながら，読者は，そのように省略された表現のデータから私がいかなる情報や示唆を引き出しているかを知ることによって，かえって，私自身の暗黙の認識枠組をも知ることができよう。

1) その意味で，本章は，Aaron V. Cicourel, ***The Social Organization of Juvenile Justice***, London: Heinemann, 1976 (First published in U. S. A., 1968) における Chapter 4 に相当する。
2) ***Ibid.***, p. 168 は，データのカテゴリー化を，研究対象者自身にとっての意味に従って行なうことを，要求する。
3) 知能犯捜査については，たとえば，上級幹部向けに書かれた概説書として，中門弘『知能犯捜査概論』1972 を始めとする『知能犯捜査演習シリーズ』が芙蓉出版会から出ている。

第1節　派出所における捜査活動

外勤部門に関して論じることは本稿の課題ではないから，外勤部門での捜査活動について詳述することは避ける。しかし，要約的に言えば，外勤部門，とくに派出所勤務のいわゆる「オマワリサン」が犯罪捜査に

関与する機会はきわめて乏しく，また，そのような機会が生じた場合でも，彼らがなしうる事柄は，きわめて限定されている[1]。すなわち，「オマワリサン」の活動の大部分は，巡回連絡，地理教示，交通整理，警邏，駐車違反の摘発，泥酔者の保護，風俗営業の閉店時間遵守の監督，等々に費されているのであって，犯罪捜査に関与しうる場合としては，刑事の個人的な協力者，すなわち，いわゆる「ハタケ」としての情報収集，発生事件での第一次臨場と現場保存（もっとも，多くの事件では，「オマワリサン」以外も現場へ急行するから，機動力を持たない「オマワリサン」が常に先行できるとは，限らない），刑事が臨場しない事件での被害届受理，参考人供述調書や実況見分調書の作成，簡単な鑑識活動などが，ほとんどである。かりに「オマワリサン」自ら逮捕した場合においても，自ら行ないうるのは弁解録取までであり，すみやかに専務者に引き継がなければならない。

そのような一般的状況の中での２回の当直勤務で，私は，２件の逮捕について，報告するに足りる見聞を得た。また，刑事部門を観察中に見聞したもので，捜査に関する「オマワリサン」の経験の乏しさを示唆する事例が，１件ある。それらのケースは，専務者である刑事の捜査行動をそれらと対比させて示すために，また，刑事が引き継ぎを受ける捜査の態様を知るために，提示する価値があろう。そこで，派出所員の捜査への不慣れを示すケースから，提示していこう。

〔ケース１〕

「オマワリサン」が，建造物侵入の被疑者を，何の逮捕手続もとらないまま専務者のもとへ連れてきた，というケース。

＊A　月13日，署にて。午前11時40分，パト乗員と外勤が，不審者１人を連れてくる。

＊外勤課員：七つ道具を持って物置にひそんでいた。建造物侵入にはなるが，それで終わらせるにはもったいない。

＊刑事 A：大家の証言や目撃証人もなしに，ただ連れてきたってだめだ。証言，証人をとってこい。入ろうとしていたのを現認しているんだから，現逮しなさいや。それから，大家を呼んできなさいや。手続書もきちんと作っておくんだよ。あんた，連れてきてどうするつもりだったのさ。

＊かなり年配の番長らしい人が，困った顔をしている。

＊被疑者は，「中にいる人に会いに来たんだ」「金づち，折れたパイプは，あの場でひろった」と言っている。

＊刑事 B：いずれにせよ，現場を見分してからだね，これは。

＊幹部 A：（宮沢に説明）○○業の家屋に入ろうとした男がいた。パトにつかまった。住居侵入か建造物侵入かをたしかめに行った。そこにいた目的がはっきりすれば，拘束は解除する。目的がはっきりしない場合は，なお拘束すべきかどうかを判断しなければならない。なお取調中。

＊午後0時24分，○○の主人がやってくる。

＊午後1時，刑事 A が，幹部 A に，精神異常らしいと報告。逮捕して精神鑑定書をつけて釈放ということに決定。

＊午後1時20分。

＊幹部 A：建造物侵入の現行犯で，精神異常者らしいので，一応取調が終わってから釈放し，精神衛生法に基づいて防犯に引きつぐ。

＊宮沢：外勤のオマワリさんは手続きに慣れていないようですね。X（刑事A）が，「どうするつもりなの」と言っていましたよ。

＊幹部 A：イヤー，あれでも違法な逮捕ではあるんですよ。

このケースからは，(1) 貴重な機会に出会ってその価値を高めようと意気込む「オマワリサン」，(2) それにもかかわらず，おそらくはそのような機会の乏しさによる不慣れから，不手際，手続きの誤りを生じうること，(3) それに対する専務者の苛立ち，などを読み取ることができる。また，直ちに専務者に引き継がなければならないという状況も，このケースから窺うことができよう。

〔**ケース 2**〕

暴行被疑者の現行犯逮捕のケース。

＊A 月24日，X 派出所にて。午前1時4分，近くのバーのママが駆け込んで来る。暴力団員が暴れているという通報。ただちに急行し，連行。

＊午前1時10分，取調開始。2人のうち1人は，やっていないと言いはる。
＊午前1時12分，被害者が来る。
＊暴行で現逮。
＊兄分は，「極東の若い者だ」と言って，あとは黙秘。すぐに署へ行ってもらうことにする。ママと班長も同行。
＊弟分はオロオロして，「オレがかぶるから」などと言って，被害者に取下げを頼んでいる。
　＊弟分：（被害者に）本署に行かなきゃなんないよ。裁判にも出なきゃなんないよ。
＊午前1時22分，目撃者の供述を取ることにする。ホステスと弟分のうち，まずホステスから。
　＊弟分：アニキは，あやまればいいんだ。（ホステスに）裁判に出なきゃなんないよ。（所員に）オレをパクるんならパクってくれ。アキアジ（覚醒剤）の大量のルートを知ってるが，そんなこと言いやしないからね。あんなチャチなことでつかまるなんてね。オレのカオ，ないもね。いやんなっちゃうな。でも，罰金になるさ。
　＊ホステス：わたしは見てないからね。
＊本署に電話し，ママを呼び出す。ホステスと弟分を分離して事情聴取したところ，ホステスが正直に供述を始める。彼女も皿をぶつけられたという。
＊弟分が眠いと言うので帰す。
＊午前2時6分，班長が帰所。
　＊班長：先生，事件を持って来ましたね。

これは，警察官職務執行法第2条第1項に基づく任意同行後，数分で現行犯逮捕，さらに数分で専務者に引き継ぐという，きわめて迅速な処理がなされたケースである。(1)逮捕という機会に恵まれることの喜び，(2) したがって，そのような機会の乏しさ，などが推測される。また，現行犯逮捕といっても，警察官自身のイニシアティヴによるプロアクティブなものばかりではなく，このケースのように，市民からの通報に依存するリアクティヴなケースもあるわけである。

〔ケース3〕

鉄筋を積みすぎた不審なトラックを発見し，トラックの窃盗容疑で緊

急逮捕したケース。専務者に引き継がれた後の処理についても見聞を得ることができたもの。

＊A 月 23 日，X 派出所にて。午後 11 時 15 分，班長が，鉄筋を積みすぎた不審なトラックの運転者を連れてくる。部長は，緊張した青い顔。

＊班長：おまえ，どこに住んでいるの。おまえ，実家どこよ。

＊男：○○町。

＊班長：生年月日は。ちゃんとしゃべらんきゃだめだ。おまえ，ちゃんとわかるんだぞ。おまえ，どこで働いていたんだ。鉄筋工だろ。

＊車を理由に緊急逮捕することに決定。

＊班長：前科いくらある。なに，窃盗か。逮捕するからな。手出せ。

＊午後 11 時 23 分，手錠をかけ，身体捜検。

＊班長：おまえ，車どうやって開けた。

＊男：プライヤー。

＊班長：プライヤーは，どっから持ってきた。

＊男：その前にあった。

＊前科をすぐに照会する。

＊班長：どこでつかまった。どのくらいつとめてきた。

＊男：○で。1 年半。

＊班長：（所員に）自動車盗で緊逮し，鉄筋は余罪として処理する。

＊権利告知をする。

＊午後 11 時 27 分，身柄のための車を依頼。

＊班長：（電話で）現行犯にはなりません。緊逮します。緊逮だから時間がないので急いで下さい。鉄筋の方は緊逮にもできません。タグリ（たぐり捜査）になりますから。（所員に）無免許もくっつくな。逃げるから，ぼったくって，「どうして逃げる」と言ったら，「わたし，無免許です」という。さっきの（派出所に入り込んできた）ヤクザの様子を見に行ったら，車がうろうろしていたわけ。車を差押えて，被害者に仮還付する。コーラ，ポットはヤツのもの。

＊男はハナミズをしゃくりあげて，なかば泣き声。

＊所員 A：コーラ買ったの。

＊男：960 円。

＊所員 B：どこで。今日かい。いつ。（他の所員に）○○組に電話して鉄筋のことを知らせるか。

＊午後 11 時 42 分，車が到着。刑事 A も到着。

＊刑事 A：1 人で積んだのか。時間かかったろ。どこの現場から持ってきた

の。これか。これで開けたのか。どうやってやったんだ。

＊弁録は署で取ることにする。

＊班長代理：（刑事Aに）鉄筋は輸送車で運んで，ヤロウ引きまわして現場見ることにしたら。（男に）鉄材，どこに売る気していた。

＊午後11時50分，署へ送る。

＊A月24日，午前0時，車の被害者（社長）が到着。署へ行ってもらって確認させることにする。

＊班長代理：緊逮の典型みたいな，いい事件ですよ。うちの班長，刑事あがりだから，勘がいいんですよ。刑事も，余罪を取りたいものだから，署へ持って行ってしまった。外勤とのカケヒキがあるんですよ。なかなか，外勤が余罪まで取るなんてこと，できませんね。しかし，自分でつかまえたわけでないから，なんとなくシラケるね。汗かいて他人の手柄のために書類作るところが，なんとも言えなくてね。

＊午前2時すぎ，処理を終える。

＊班長：先生，事件を持って来ましたね。トラック盗の逮捕令状は，電話で受理させた。鉄筋は，勾留請求の材料にする。今日はX デーだね。抜けている書類は，事後的に補完する。

＊B月14日，午後1時ごろ，署にて。

＊刑事A：結局，単独犯ということで送検した。10年間に3回入っているから，常習累犯窃盗ということにした。まだ余罪があるはずだということで，留置場に入れてある。

＊B月20日，午前，署にて。

＊刑事A：緊逮は，A月23日，午後11時20分。勾留されて，起訴は，B月6日。常習累犯窃盗で，内容は，トラック，鉄筋，コーラと，小屋荒らし。

＊C月3日，午後4時10分すぎ，署にて。

＊班長：鉄筋は，緊逮にもならない。被害届もないし。自動車の方も，実は疑わしい。発生は午後5時から9時，届出が10時，発見が11時ということで，時間，距離ともに離れすぎている。

＊C月11日，午後1時，移監指揮書が出る。

リアクティヴな〔ケース2〕に対して，これは，プロアクティヴな逮捕が行なわれたケースである。職務質問後，任意同行し，緊急逮捕したわけである。このケースからは，(1) 弁解録取以前にどの程度のことが尋ねられるか，(2) 前科の有無への関心，(3) 緊急逮捕後の令状請求に関する時間制限への留意，(4) この班長の有能さと対比される「オマワ

リサン」一般の平均的能力，(5) 専務者に引き継がなければならないことへの「オマワリサン」の不満，(6) 逮捕機会に恵まれたことへの喜び，(7) その背景としての逮捕機会の乏しさ，(8) 余罪捜査のための勾留利用，(9) 余罪への大きな関心，(10) 起訴後もしばらくは身柄が留置場にとどまっていること，(11) 自らとった手続がプロブレマティックであることの自覚，などに関して，示唆されるものがある。

〔要　約〕

以上，逮捕手続を取りそこなった実質的な現行犯逮捕，一応の手続を取った現行犯逮捕，それに，被疑者と偶然に遭遇した緊急逮捕，という3つのケースに関して，生のデータを提示した。それらには，現行犯，または，それに近い緊急逮捕，という共通性がある。刑事による逮捕を見る前に，外勤部門での逮捕の，この基本的なパターンに注目しておこう。

1) デイビッド・ベイリー（新田勇・他・訳）『ニッポンの警察：そのユニークな交番活動』サイマル出版会，1977，25—27ページも，そのことを報告している。

第2節　盗犯関係の捜査活動

刑事による捜査に関する最初のケース群は，盗犯関係のものであって，窃盗を主な対象とするほか，建造物侵入のケースをも含む[1]。ケースを提示する前に，盗犯捜査一般に関する刑事の議論と幹部の議論を，対比させながら引用，要約してみよう。

まず，刑事たちによれば，盗犯捜査は，近年次第に困難になってきている。すなわち，「昭和45年頃から，古物商，質屋からドロボウの足がつくことはなくなった。シロウトのドロボウもそうである。現行犯や指紋からでなければ，つかまらなくなった」（盗犯係刑事）し，「最近は，半分は一応否認する。窃盗で直接証拠をあげることは困難。否認されるのは，多く常習者。経験から，権利あることを知っている。その場合，手持証拠をさらけ出さずに，あの手この手で追及する。窃盗では，直接

証拠を入手しにくい。とくに現金の場合」（盗犯係刑事）というわけである。彼らの認識によれば，現金盗の場合，直接証拠，つまり被害品である現金が入手できることはなく，物盗の場合でも，古物商に売られたり入質されたりすることが少なくなって，刑事たちの目に触れることが少なくなってきている。また，初犯者については，手口資料がないので，現行犯か，指紋から追跡するのでなければ，捕えられることはない。さらに，逮捕して取調べに持ち込んでも，とくに常習者について，否認されることが多くなってきた。ところが，盗犯では直接証拠が入手困難なので，自供なしでは捜査が行き詰まるのである。

そのような状況は，盗犯捜査のやり方に影響を及ぼす。たとえば，「盗犯係の活動と強行犯係の活動は，まったく違いますね。強行は，発生したばかりの原初事件の短期的処理が中心になる。盗犯は，届出事件の裏づけ，余罪捜査のほかに，未届事件の聞込みなど，継続捜査が中心になる」（盗犯係刑事）のであり，「ドロボウの刑事は，聞込みなど，地道な捜査が中心」（盗犯係刑事）なのであって，捜査の順序は，「日直が現場臨場する。手口を検討して前科者名簿から割り出す。目撃者の情報から，他事件との結びつきをさがす。品物の場合は，その特徴をつかんで手配する。全道，管内，署内の3段階で」（盗犯係刑事）というものになるのである。すなわち，直接証拠を得がたいことから，手口その他の資料から前科者，他事件との結びつきを検討し，それによって逮捕された被疑者について，さらに余罪を追及すべく捜査を継続する，ということになると考えられている。したがって，捜査による肉体的負担は大きく，ある50歳代の刑事について，「年寄にこんな時間までつき合わせるのは大変なんだけど，責任感旺盛だし，来なくていいなんて言うと，変に気をまわすしね。50すぎてドロボウ係というのは無理だね」（盗犯係刑事：下記の〔ケース14〕において）という，いたわりの言葉がきかれることになるのである。

捜査のやり方がそのようなものであるから，初犯者の逮捕は困難であ

り，逮捕された者の中に，累犯者がきわめて多くなってしまう。かくして，「ドロボウの大部分は常習者によるもの」（盗犯係刑事）という認識が生じ，「一番問題なのは，初犯常習者。初犯時で20件以上やっている者。指紋，手口などは記録がないから，発覚しない以上はダメ」（盗犯係刑事）ということになるのである。

また，直接証拠をつきつけることが困難と考えられる以上，被疑者自身にきいてみるまでは，捜査は本格化しない。「ドロボウは，つかまえてみないことには始まらないからね」（盗犯係刑事），「ドロボウなんて，身柄を入れて自供させないことには始まらないですよ」（盗犯係刑事），「われわれは，あくまで，つかまえなければ始まりませんからね」（盗犯係刑事：下記の〔ケース12〕において）と認識されているのである。したがって，事件の割当は，「強行犯では，事件は空いている班に割りあてられる。ドロボウは，身柄をあげるのが先だから，（捜査の端緒を）扱った班がそのままやる」（盗犯係刑事）こととされるわけである。

そのような次第で，逮捕のあとで明らかになる余罪の比重が，かなり大きくなるであろう。ちなみに，盗犯のある係について，1974年1月1日から4月4日までの「送致控」（検察官に対する送致の記録）を各送致の逮捕類型別に整理すると，〔表2.1〕のようになる。「追送」すなわち余罪の送致の比重の大きさが，明らかである。とくに，それらが，その性質上，外勤部門などから引き継いだものではなく，逮捕後の刑事による捜査，取調べで判明したものであることを考えると，刑事にとっての余罪解明の重要性はきわめて大きいと考えてよいであろう。他方，すでに外勤部門におけるケースについて述べたところによれば，現行犯逮捕や緊急逮捕によるものの中には，外勤部門から引き継がれた，刑事自身の逮捕によらないものが，かなりあると推測されるわけである。

そのように，盗犯捜査は，きわめて地道な努力を要求するものと考えられている。しかも，警察が認知する刑法犯の圧倒的な部分が窃盗で占められることは，周知である。そうであるとすると，盗犯捜査の動向

表2.1　盗犯担当のある係における1974年1月1日～4月4日の「送致控」

	1　月	2　月	3　月(4月4日まで)	合　計
在宅処理	5	5	2	12
現行犯逮捕	1	0	2	3
緊急逮捕	2	0	1	3
通常逮捕	3	0	2	5
追送	10	2	8	20
合計	21	7	15	43

は，刑事全体にとっての関心事であろう。警察学校で会ったある正科生は，「ドロボウの実績があがっているときは，他の犯罪捜査もうまくいっている。刑事全体の活動や士気がうまくいっているから，毎日，毎日の成果が，ドロボウに現れる。身柄が常に留置場に入っているのが普通。(ところが，調子が落ちて)一度出てしまうと，半月くらいは入らない」と述べていたが，その認識は，少なくとも盗犯係刑事の間では共通のものであろう。実は，意外なことに，「盗犯がいかに軽視されているか」と嘆く刑事がいたのであるが，その感情の背後には，盗犯捜査の重要性に関する強い自負があると考えてよいであろう。

なお，窃盗発生件数の大きさのために，全事件を平等に捜査対象とすることは不可能である。したがって，捜査力を集中するための基準が必要とされ，「年間4,000件くらい窃盗が発生している。被害者から依頼ある既届事件を重点的に捜査する。とくに，既届盗犯のうちの，侵入盗を重点的にやる。強盗などに発展するおそれがある(から)」(盗犯係刑事)と考えられているのである。

以上が，刑事の認識を通して見た，盗犯捜査の基本的な性格づけとパターンの記述である。

それに対して，幹部の認識は，「未届，既届の古い事件よりも，既届の新しい事件を解決するようにつとめる」という方針において，刑事たちの認識と一致している。しかし，その他の点では，少なくともニュア

ンスの違いが感じられる。

たとえば，ある幹部は，「盗犯は忙しいことは忙しいでしょうが，人手不足なんてことはありませんよ」と述べて，現状よりも能率を向上させる余地があると考えているかのように見える。同じトーンは，窃盗の変質に関連する，「あいつしかあの時に出入りしなかったはずだということで逮捕状請求されても困る。物についての捜査をせよ。現金盗が多くなったとはいえ，やはり物盗が多い。4対6くらい。質屋，古物商だけがルートではない。最近では，ホステス，飲食店などを通じて一般市民に流れる」という発言や，「今どき，質屋に入れるドロボウなんているもんですか。空巣の多発地帯を密行していて，職質してつかまえてくるのもいるんですから。できる刑事は，自分でちゃんと資料を作って研究してますよ」という発言にも窺える。盗犯の変質自体に関しては刑事たちの認識に同意できるが，そうであるからといって実績向上のための人員や技術に不足しているとは考えられない，ということであろう。したがってまた，直接証拠なしの安易な逮捕状請求をするなという指導には，直接証拠は集めうるのだという認識が，裏付けになっていると言えよう。

そのように，刑事と幹部の間には，盗犯の現状に関する認識においては共通のものがあるが，慎重な手続による検挙実績の向上の可能性に関しては，若干の対立があると言えよう。そして，そのことが，「盗犯がいかに軽視されているか」という刑事の発言をひき起こすのかもしれない。もしそうであるとすると，検挙実績の向上は可能だとする幹部の要求が，それを困難だと感じている刑事たちの認識と行動の上にいかなる影響を及ぼしているか，検討する価値があろう。

ともあれ，そのような一般的状況が見られる盗犯関係では，11ケースについて，報告するに足りる見聞を得た。逮捕類型別に整理すると，現行犯逮捕3件，緊急逮捕3件，通常逮捕4件，調査期間中に逮捕に至らなかったもの1件，となる。ここで，まず，緊急逮捕の比重の大きさ

が，推測される。その点に関しては，いずれ，詳論することになろう。

以下，逮捕類型順に，ケースを提示していきたい。まず，現行犯逮捕のケースである。

1）盗犯捜査に関しては，捜査研究，27巻4号，1978の「特集・窃盗犯捜査」がある。また，その130—143ページを第1回として，細川政雄「窃盗犯捜査の実際と指揮」が継続連載中（1979年8月現在）である。

第1項　現行犯逮捕のケース

〔ケース4〕

建造物侵入で私人に現行犯逮捕されたケース。

＊A月11日，署で，取調中の事件についてきく。

＊刑事A：昨夜1時ごろ，ガードマンがアラームで出動して，逃げたところを逮捕。完全黙秘。事務所荒らしが頻発しているので，余罪も追及中。住居侵入は現認されているので明らかだが，七つ道具を持っていたので，窃盗目的があったのではないかと追及中。かねてから所在不明で，再犯性の強い男なので，かねてから捜していたが，ゆくえをくらましていた。常識的に，多数の余罪が予想される。未解決事件を多数かかえている以上，住居侵入だけで終わらせるわけにはいかない。

＊午前11時40分ごろ。

＊刑事A：かなりやわらかくなってきたが，まだまだ。「住所ぐらい言ってみろ」と問うが，自宅から不利な物でも捜されては困ると思うのか，住所も言わない。住所不定は勾留理由にできるが，（その反面，住所がわからなければ）自宅周辺から情報収集ができなくなる。否認事件は，おこらせてはいけない。良好な人間関係を作らなければならない。

＊午前11時55分，住所を自供。

＊A月12日。

＊刑事B：前科6犯，前歴3回。○署であげられたときは，200件以上やっていた。パイプ・レンチとバールをどこか現場近くで盗んだのではないかということで，調べて歩く。大家の話では，これらを持って出てはいないという。○○へ行くために，金のため，ひとヤマふんだのではないか。

＊刑事C：刃渡り8センチのナイフは持っていたから，それで有罪にできることはできるが。

＊午前9時40分，刑事B，Cと署を出る。

＊２軒目で，倉庫の窓ぎわの積まれた箱の上に足跡があったので，その箱を借りる。鑑識へまわすことにする。その上の窓が開いていたという。シャッターの内側のドアに血がついている。これは社員のものと判明。
＊３軒目，情報なし。
＊４軒目，マンションの工事現場。パイプ・レンチを盗まれたことが判明。
＊署へ帰る。
＊午前10時40分，担当副検事に電話。「建造物侵入のほかに，パイプ・レンチ，バールの窃盗，ナイフの銃刀不法所持で，３件ふやせる」と話す。
＊午前10時45分，鑑識主任と相談。「採取時の状況が一番問題になるから，ダンボールのそばで被疑者を立たせて写真をとっておくように」という。
＊午前11時，手口の記録を見て，足跡のある未解決事件はないかどうか，調べはじめる。
＊パイプ・レンチの被害者が到着。調書作成にかかる。
＊午前11時10分，パイプ・レンチとバールの値段の算定に苦労している。
　＊刑事Ｂ：もっと高いんじゃないの。それじゃ買えんでしょ。
＊午後１時５分，ダンボール箱の足跡が被疑者のものと一致。
＊午後１時15分，被疑者の取調を開始。
＊午後１時23分，自供。「○○へ行こうと思ったが，金がないのでやった」と言っている。「都合が悪くて行けなくなったという業書を出させてほしい」と言っている。
　＊刑事Ｂ：大体自供しはじめたが，まだあいまいなところがある。まだ，つかまってから間がないからね。１週間もすればやわらかくなるんだが。なにしろ，刑務所に３回も入った前科９犯だからねえ。こっちの手のうちも知っているし。調書は，大まかにきいてから自分で書き，それに対して異議がないかどうかたしかめる，という方法をとっている。しばらくドロボウやっていないから，どうやって調書を書いていいんだか。○，○月に２件あったが，どれも単発で，48時間で釈放された。やっぱり，勾留とって起訴してもらえるようなのでないとね。私にしろ○○（刑事Ｃ）にしろ，きのうきょうデカベヤに入った者でないしね。事件がなくて，役所に出るのがいやだったね。ドロボウは，つかまえてみないことには始まらないからね。
＊午後２時，刑事Ｂと車で現場へ。○○の写真，○○の図面と調書をとるため。
　＊刑事Ｂ：建造物侵入ではなく，窃盗未遂にするつもり。
＊途中，交番で，パトカー運転手を12年やっていたという巡査をひろって，先行するよう頼む。○○では，彼に図面の作成を頼む。
＊彼が帰ったあとは，刑事Ｂのみで調書作成。机の引出しが大部分開きぎみになっていたという調書にする。大まかにきいてから自分で書き，それに対して

異議がないかどうかをたしかめる。○○の所長は，女の子にコピーをとらせる。

＊刑事B：調書作成がもっと早い方がよかったね。

＊前日の日付にする。

＊A月13日，午後2時ごろ，署にて。すでに勾留尋問を終って，11日から21日までの勾留期間に入っているという。

＊刑事C：半月くらいかけて，じっくりやってやる。起訴後は，1カ月くらいかけて料理してもいいし。

＊A月14日，午前8時5分，署にて。

＊刑事B：余罪の方はベラベラ話すのに，本件は，「侵入なら話すが窃盗未遂なら話さない」と言っている。○○刑務所にいたときに，「今度はもっと大きなやつで入るからな」とでも言っていたので，ミエを張っているのではないか。

＊刑事室にて。

＊幹部A：ジャック・ナイフで銃刀違反になるかどうか，防犯（課）にきいたかい。用途以外に使う目的だったことが証明されないとだめなんだよ。

＊刑事C：でも，○○へ行くので持っていたと言ってるんですよ。だめかな。

このケースからは，(1) 余罪への関心，(2) 黙秘されることの，勾留関係での利点と，情報収集関係での難点，(3) 捜査途中での検察官への連絡，(4) 事件の価値を高めることへの関心，(5) 手口資料の利用，(6) 被害品発見後の被害届作成，(7) 当初からの長期捜査の構え，(8) 期間経過による被疑者の軟化の期待，(9) 起訴される事件かどうかへの関心，(10) 事件の待望，(11) 盗犯捜査の始点としての身柄確保，(12)「オマワリサン」の中の協力者の利用，(13) 調書作成の要領，(14) 起訴後の取調べへの期待，(15) 担当分野以外での法知識の乏しさ，(16) それをただす幹部の役割，などに関して，示唆が得られる。

〔ケース5〕

建造物侵入で私人に現行犯逮捕されたケース。

＊A月5日，当直室にて。機動捜査隊員Aが，被疑者を連れて来る。建造物侵入の私人による現逮。

＊刑事A：金庫かなんか，いじったのか。

＊男：なんもちょさないもの。
＊刑事A：住所どこさ。
＊男：○○。
＊刑事A：○○ってことないべさ。不定だな。マエはいつさ。
＊男：3年ぐらい前かな。
＊刑事A：今の時点でいいな，弁録は（午前0時37分）。オメ，もと仕事は何さ。
＊男：仕事ですか……。
＊刑事A：あんたがな，あそこの人（一緒に署に来た）のウチの倉庫に入ったと，認めるか。
＊男：はい。
＊刑事A：何か盗るつもりだったのか。金か何かか。
＊男：うん。
＊刑事A：いつ○○から出て来たのよ。
＊男：10年前。
＊刑事A：10年前。それじゃ，住所不定ではないべや。何して働いてたのよ。ガサされると困る物，何かあんじゃないの。
＊男：そんな物，ねえよ。何か見つけようと思っているんだろ。
＊刑事A：そうじゃねえの。住所不定なんて最低だからさ。
＊男：すいませんが，水，飲みたいんですけど。
＊刑事A：窓，破ってか。
＊男：何も破ってないです。
＊刑事A：誰につかまったの。
＊男：○○の人。
＊刑事A：ガードマンか。弁護士頼めるんだけど，どうする。
＊男：いいです。
＊刑事A：ジェンコねえか，ンー。

＊「私は，ただいま読み聞かせられた通り，○○区の事務所物置に，現金を盗ろうと思って窓から入りましたが，○○の人につかまりました。弁護人を頼めることはわかりましたが，金がなくて盗みに入ったような状態で，頼むことはできません。以上，まちがいありません」と読み聞かせたうえ，署名，指印させる。午前0時51分。発覚は，午前0時2分。

＊刑事A：前につかまったことは。
＊男：○○（道外）の○○で。
＊刑事A：本籍は。
＊男：○○市。

＊刑事A：出生地は。
＊男：○○市。以下，わかりません。
＊刑事A：（他の刑事に）警察庁へ前歴照会やってくれ。38で，ピッとしていて，それで住所不定だってか。新聞に出したら，ヨメさん面会に来るんじゃねえのか。○○サウナで生活してるってのは，おかしいじゃねえか。兄弟はどこにいる。
＊男：○○に勤めている。住所はわからねえです。局長やっているから，すぐわかります。
＊刑事A：オメエ，局長さんのオンチャか。しっかりしろよ，オマエ。じゃ，入れるか。
＊午前0時57分，留置場へ。
＊午前0時59分，○○（道外）から手配されていることが判明。窃盗（事務所荒らし）で，全国一種（手配）。
＊機動捜査隊員A：いや，いいんだ。こっちは現行犯だから。持ち時間があるから。
＊機動捜査隊員B：それにしちゃ，なんにも道具持っていないのは，変だね。
＊刑事B：きいてみて，何か余罪があればいいけど，言わなかったら○○へ送るさ。
＊A月8日，午後4時10分すぎ，署にて。
＊幹部A：勾留になった。他署から手配になって，こちらでも罪を犯してつかまった場合の処理は，罪種・罪質が同一の場合は，あとでつかまえた方，手配容疑が重い場合は，そちらの方，それ以外の場合は，協議。今回は，○○が既遂で，こちらは未遂だが，捜査費用その他の考慮から，○○が譲ってくれた。

このケースからは，(1) 弁解録取で尋ねられることと，そのやり方，(2)弁護人選任権の告知の仕方，(3) 前歴照会，(4) 余罪への関心，(5) 他署から手配されていた事件の処理基準，などに関して，示唆が得られる。

〔ケース6〕

窃盗で現行犯逮捕されたケース。少年と成人の共犯。

＊A月25日，署にて。昨夜，当直で，ドロボウの身柄が2人あがった。うち1人は，この辺の小さなデパートに入って，ナップ・ザックに物を入れていたところ，アラーム・システムに引っかかり，ガードマン，機捜，外勤，刑事当直

など37人ほどに包囲され，現逮された。取調室から，激しくやり合う声がきこえる。

＊刑事A：オマエ，本当のことを言え。

＊男：言ってるじゃないか。

＊刑事B：オマエ，まったく改悛してないな。オマエ，そんなことなら，ガッチリやってやるからな。

＊刑事B，おそろしい顔をして出てくる。こちらの方が少年で，隣りの静かな様子の方が成人である。

＊刑事C：こいつら，共犯なのさ。

＊少年の現逮手続書を見る。「ドロボウに入ったのかと質問したところ，黙したので，さらに上衣作業ジャンバーのポケットを外部から捜検したところ，ライター様の物を発見したので，これを追及したところ，本件犯行を自供した。」成人の現逮手続書を見る。「ドロボウに入ったのかと質問したところ，黙したので，さらに上衣ポケットを外部から捜検したところ，ライター様の物を発見したので，これを追及したところ，本件犯行を自供。」

＊午後3時15分すぎ，署にて。

＊刑事B：ライター以外にも品物があるんですが，盗品かどうか，はっきりしないんです。

＊刑事A：（少年について）いや，調書の取りにくいこと。実は，タイヤ・レバーを振り回して暴れましてね，警官が1人，手にケガしたんですよ。でも，そんなこと書くの，まずいしね。手錠かけるときも暴れて，ヤツ，手首を血だらけにしたんですよ。

＊本部から来ている係長A：ナイト・テーブル掛けなんかは，被疑事実にはなっていないけれども，別件ではなくて，本来ならば一緒にすべきだけれど，未遂みたいなもんだから載せなかったと，こういうわけだな。

＊少年に対する処遇意見をめぐって，幹部Aと防犯課長が対立する。

＊幹部A：身柄つきで送る以上，不処分相当ということはありえないでしょう。バールで破って入って，主犯格の働きをして，共犯がいる現逮されながら，なお否認して改悛の情がない。こんなヤツに対して，防犯は，「再犯のおそれがなく，審判不開始相当」と判定しているんですよ。そんなこと，事実上ありえないですよ。それをウノミにして，不処分相当なんて書いてきたから（刑事Aが），ハッパかけてやったんですよ。防犯の考えはどうか知らないが，機械的すぎますよ。

＊幹部Aは，顔をマッカにして抗議し，防犯課長は，「本部へ問い合わせてみます」と言って，引っ込んで行った。被害額は，41点，35万円相当ということにしている。ライター以外に，ナイト・テーブルなどを箱に入れて，わずかな

がら移動していることが，改めて見分したところ，わかったという。

＊刑事B：あした送るんですが，あしたはまた何があるかわからないから，今日中にやっておこうと思いましてね。

＊幹部A：あんな判定なんて，付けてやらないからね。

＊刑事D：18歳未満じゃないから（19歳），付けてやる必要ないでしょ。

＊幹部A：係長，あれに拘束されないでやってね。

＊少年の場合，防犯で扱ったものでなくても，防犯の作る「判定基準」を付けるという。

＊A月27日，午前10時30分すぎ，署にて。

＊幹部B：少年のときは，防犯の判定を参考にして処遇意見を付けるんですが，自分で調べないで機械的に判定するから，ああいうことになるんですよ。

このケースは，(1) 反抗的な被疑者に対する取調べ，(2) 警察組織での部門間コンフリクトと力関係，(3) 刑事部門で扱った少年事件の処理方法，などに関して，教えられるものがある。

これで，現行犯逮捕のケースを終了し，緊急逮捕のケースに進むことにする。

第2項　緊急逮捕のケース

〔**ケース7**〕

泥酔者を保護したところ自宅からぞう物を発見し，窃盗の緊急逮捕に発展したケース。

＊A月8日，署にて。

＊幹部A：訓示中に緊逮に行ったのが1件ある。昨夜，酔って暴れた男を保護したところ，その家から，盗難品と思われるフロオケその他を発見したので，今朝，保護を解除し，現場へ連れて行って，被害品と確認できれば，緊逮する。

＊午前11時5分，刑事A，Bが男を連れて戻ってくる。ドア，流し台から始まって，トラック2台分あるという。

＊幹部A：（盗犯第○係長に）いずれ緊逮するけれども，まず始末書を書かせなさい。「どうも申しわけありません。これは，いつ，どこで盗みました。くわしいことは，あとで申しあげます」というものでいいから。あまりくわしくやると，取調になっちゃうからね。

＊午前11時12分，被害者の工務店に勤める男が来る。ほとんど被害届が出てい

ない。被害届の追加をしてもらう。

＊刑事A：酒酔いの保護による監置さ。エヘヘヘ。10時ごろに解除したことになるのかな。

＊緊逮による逮捕状請求書の内容を見る。逮捕は，A月8日，午前11時50分，被害者宅玄関前。引致は，A月8日，午後0時10分，○○署（本署）。引致すべき官公署は，○○署（本署）。「急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかった理由並びに被疑者の逮捕を必要とする事由」は，「独身であり，猶予すると，逃走並びに証拠隠滅のおそれがあったによる」とされている。調書上での時間関係は，保護が，A月8日，午前1時，解除が，午前10時50分，逮捕が，午前11時50分，引致が，午後0時10分。

＊刑事A：制限時間内だから，違法じゃないからね。保護は，24時間以外だから。

＊幹部A：さきほど書き直していたのは，保護の根拠法令が酩酊者法になっていたので，警職法上の戒護に変えさせたもの。酩酊者法ならば，検挙しなければならない。

＊刑事B：緊逮にするには，実質的な逮捕からの時間が長すぎるけどね。

「酩酊者法」というのは，「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」のことである。その第3条によれば，警察官は，酩酊者が公共の場所または公共の乗物において粗野または乱暴な言動をしていて，本人のために必要と認められる場合は，24時間以内の間，適当な場所に保護しなければならない。また，公衆に迷惑をかけるような著しく粗野または乱暴な言動に対しては，第4条に罰則も設けられている。逮捕手続がとられていないので，泥酔者の単なる保護しか規定していない警職法第3条第1項を根拠法令とした，ということであろう。もっとも，そうであるとすると，今度は，自己または他人の生命，身体，または，財産に，危害を及ぼすおそれがなければならないが。

ともあれ，このケースからは，(1) 幹部の密接な指揮，(2) 被疑者との偶然の遭遇に発するのではない冷静に準備された緊急逮捕，(3) いつから取調べになるかということへの敏感さ，(4) 被害品発見後の被害届作成，(5) 手続の問題性の自覚，(6) 緊急逮捕令状の請求における逮捕

場所・時間の選び方，(7) 幹部の指揮の問題性へのひそかな批判，などに関する情報が得られる。

〔ケース 8〕

事件発生後半年以上経た時点で被害者が被害品を発見し，被害者からの通報で緊急逮捕に持ち込んだ窃盗のケース。

＊A 月 23 日，午後 3 時 10 分，署にて。刑事 A が若い男を任出させて来た。
　＊刑事 A：「オレの車について来い」と言ったら，自分で車を運転してついて来たから，本当の任意出頭です。
＊昨年 9 月に，タイヤ 4 本を駐車中の車からはずされた事件。被害者は，印を付けておいたので，以後，自分で気をつけていたところ，偶然発見したという。被害者は，「これに間違いない」と言っており，本人は，「自分で買った」と言っている。
＊午後 3 時 45 分，タイヤ盗の被害者が来る。刑事 B が取調中。
＊午後 4 時 40 分，盗犯第〇係長が，課長に，タイヤ盗の緊逮について指揮をあおぎ，許可を受ける。なお取調中。
＊A 月 24 日，午前 9 時ごろ，署にて。
　＊刑事 A：きのうのタイヤ盗は，任出で取調をした結果，自供したので，午後 6 時，緊急逮捕した。逮捕状は，午後 9 時ごろ出た。

刑事訴訟法第 198 条第 1 項による任意出頭の要求で，捜査官が呼出しに出向き，そのまま同行するように求めるもの，すなわち，通常単に任意同行と呼ばれるものを求めたところ自供したので，緊急逮捕したケース。(1) 係長から課長への指揮伺，(2) 緊急逮捕令状が発行される場合の時間関係，について，示唆するものがある。

〔ケース 9〕

機動捜査隊が緊急逮捕した空巣狙いのケース。

＊A 月 25 日，午前 10 時ごろ，署にて。〇〇の寺に空巣狙いが入り，目撃者に見とがめられたが，自分の車で逃走した，という通報。刑事 A，B，C が出動。
＊午前 10 時 30 分ごろ，機捜がつかんだという報告。
　＊幹部 A：現逮ではなく緊逮にすると連絡してやって下さい。
＊午前 10 時 47 分ごろ，刑事 A らがやっと到着したという連絡。

＊幹部A：これ，どっちでやるか，係の間で決めて。

＊刑事D：当直の係でやることにしましょうや。そうでないと，ヤル気が起きないもの。

＊刑事E：そうだね。それに，昨夜は2人身柄を入れてるから（刑事Dの係が），こちらでもらってもいいでしょ。1日おきに入ってるみたいだから，オタクばっかり伸びるね。（笑う）

＊本来は地域割りなのであるが，当直として臨場した事件だけは，優先的に処理する。

＊幹部B：○○（他署）から恐喝を調べさせてくれと言ってるから，係長，調べさせてやって下さい。ドロボウまでくれとは言わないだろうから。この前は，こっちが向こうからもらっているしね。

＊本件被疑者は，○○という有職の少年らしい。

＊刑事E：少年なら，まったく骨折損だもな。まさか，14歳未満じゃないだろね。有職ならこっちに来るけども，学生なら防犯にやらなきゃならんもね。

＊刑事F（捜査庶務係）：現逮でなく緊逮するというから，○○さん（刑事A）に，目撃者の調書を取るように言ってくれないかい。

＊刑事E：つかまえたのは機捜だし，身柄や目撃者も向こうへ持って行ったんだから，機捜で取るべきだよ。こっちは，実況見分調書などを取ってくるように連絡したけれどもね。

＊刑事F：こっちへ回って来たら，頼むね。

＊刑事E：それは，やりますよ。これは，きっと余罪があるよ。まっ昼間入ってるからね。それに，○○（他署）から恐喝で令状請求するところだったというし。○○班（刑事Aの班）だね，これは。

＊午前11時30分ごろ，機捜がこのドロボウを連れて来る。弁録を取っていないので，それから作業を始める。

＊刑事E：少年でなく成人です。「父は労災で入院中，母はパートで働いていて，わたしは2日前から家出しました。ほんのデキ心です」と言ってるけど，こういうのが一番あぶないんだよ。同情を買おうと思ってね。現金1万ちょっとを盗んだ。

＊幹部A：それなら（成人なら），いいね（逮捕しても）。

＊盗犯第○係で，逮捕状請求書を作成中。犯行は，午前9時40分ごろ。家人に発見されて逃走。現金7,069円，カンヅメなど3,400円相当。10時25分，機捜により逮捕。

＊すでに，午後1時15分。時間制限は，3時間くらいという。

＊午後1時30分ごろ，令状請求に行く。

＊午後3時15分，まだ出たという報告がない。

＊刑事A：さっきつかまった男が，この双眼鏡と，カセット・テープレコーダー付きポータブル・ラジオを持っていた。ラジオのコード入れから金が出てきたので，任捉してもらって，盗品かどうか，調べている。

＊本部から盗犯係員が来て，状況をきいている。

＊午後4時3分，刑事Eから，令状が出たという連絡。

＊午後4時30分から5時25分まで，刑事A，B，Cと共に，引き当たりに行く。貯金箱2個を投げ棄てた場所。人なつっこいドロボウ。会社をクビになることや，結婚できないかもしれないと心配している。未解決事件について，一応，「オマエ，やっていないか」ときいてみる。双眼鏡とテレコは，やはり余罪で，二，三日中に引き当たりをする予定。稼働状況を調べる予定。

＊幹部A：あんまりがんばらないでね。余罪の方は，本件が大体終わってからやるようにしてね。

＊午後6時30分すぎ，署にて。盗犯第〇係では，寺ドロの勾留を取るために，課長の指示で，家出中であることの裏付けを，母親から取る予定である。また，車の入手経過について，本人は，月賦だと言っている。

＊刑事E：〇〇ちゃん（刑事B）は，今，「70万円引ったくり」（別事件）の目撃者を呼びに行っています。その時に使われた車が盗難車で，その中に双眼鏡があったんですよ。それに，人相が似ているもんだから，面通ししようと思って。

＊幹部A：今日は来れないってさ。あすになるね。

＊刑事E：女にシンナーかがせては，バイブレーターを使って，やっているらしいんです。砂が多いから（車の中に），砂浜へ行ってますね。

＊幹部B：典型的なヒルアキだな。

＊午後7時ごろ，「70万」の目撃者も来ないし，他の参考人も来ないので，待機していた刑事G，Hは帰る。

＊午後6時ごろ，刑事Aに，本部の〇〇警部から電話が来ていたという。双眼鏡があるということが，賍品照会の三課から一課に（ともに本部の）連絡が行ったらしく，「70万円事件」の目撃者に確めさせろと指示したらしい。

＊幹部B：何言ってんだ，あのバカ。そんなこと，報告する必要ないよ。こっちは，署長の指揮を受けてやればいいんだから。あすまた電話してきたら，オレのところへ電話しろと言ってやれ。ガッチリやってやるから。イナカ警察のやり方と違うんだぞ。

＊幹部A：あのバカに言っても，始まりませんがね。

＊A月27日，午前10時30分すぎ，署にて。

＊幹部B：本部があんなこと言ってくる必要ないですよ。どうも，異動直後と

いうのは，とびあがったことをやるのがいるんですよ。まだ，本件をやっている段階ですからね。

＊刑事Eは，「別件逮捕ということになってしまうでしょ」と言っていた。

ここでは，(1) 捜査端緒を担当した事件の継続捜査への関心，(2) 係間の競争，(3) 他署との融通のし合い，(4) 他部門に引き渡さなければならないことへの不満，(5) 少年事件の分担基準，(6) 機動捜査隊への感情，(7) 余罪への関心，(8) 重要事件の有能な刑事への割当て，(9) 緊急逮捕令状が発行される場合の時間関係，(10) 刑事の行き過ぎを抑える幹部の指揮，(11) 別件逮捕とされることへの警戒，(12) 道本部との関係，などについて，情報が得られる。

これで，緊急逮捕のケースを終える。次は，通常逮捕のケースである。

第3項　通常逮捕のケース

〔**ケース10**〕

任意出頭後，取調中に令状を請求して通常逮捕した，少年の窃盗被疑者のケース。

＊A月18日，署にて。午後3時20分，付近の質屋から，盗犯係に電話。手配されている盗難免許証を持った男が，カセット・テレコの入質に来たという。○署で，「通称○○」で逮捕状を取っている。刑事A，Bと署を出る。

＊刑事A：○署（他署）と○署（本署）でケンカしているんですよ。

＊刑事B：テレコが盗品かどうかはっきりしないから，任同しかできないね。

＊午後3時40分，質屋に到着。主人が電話しているうちに逃走したという。免許証とテレコを借りて帰る。人相は，165センチくらい，メガネをかけて，セーターを着ていたという。免許証の写真を貼りかえてあるが，それが本人かどうかは確認できない。

＊午後5時10分ごろ，署にて。

＊刑事A：さっきのテレコの事件で，○○スクールの身分証明書の名前が「○○」になっているが，前に，同僚の身分証明書で入質した男で，「○○」というのがいた。それではないか。

＊午後7時35分，火事騒ぎ事件の臨場から署に帰ったところ，盗犯第○係の刑事全員が集合させられる。「○○」が○○スクールの入学願書を取っているこ

とを確認。課長に電話して，「緊逮したい」と伝える。課長は，「待て」と言っている。「署長の考えでは逮捕しないだろう」という。刑事らは，きわめて不満気。

＊午後7時40分ごろ，幹部Aが署に出てくる。

＊幹部A：住所不定，正業に就いていない，親の監護に服していない，補導歴があるという条件があれば，明朝やろう。いずれにせよ，こっちに勾留はつかないね。鑑別所だね（17歳10カ月らしい）。18歳だといいんだけど。

＊A月19日，午前8時20分，署に着く。盗犯第○係の刑事3名が，すでに○○の緊逮に向かっている。課長，身柄拘束について，刑事官（刑事・防犯担当次長の旧称）の承諾を得る。

＊朝礼中に，○○を任同で連れてくる。取調室へ入る。

＊幹部B：少年の刑事事件における逮捕の基準は，学生，生徒か，有職少年か，犯歴が多いかどうか，余罪が多いかどうか。○○は，窃盗と強制ワイセツの犯歴がある。こういう場合は，刑事処分になるだろう。

＊幹部Bが，「早く逮捕状請求をするように」と盗犯第○係長に指示。

＊午前11時15分ごろ，盗犯第○係で，捜査報告書，疎明資料を作っている。質屋に行ったのは刑事A，Bなのに，盗犯第○係の刑事の名前にしている。

＊午後1時35分，ガス爆発現場を見に行く車中で無線傍受。盗犯第○係の少年に逮捕状が出たので，署に帰る。昼休み前に出て行って，令状が出るのを待っていたという。

＊午後3時ごろ，署にて。

＊幹部A：緊逮でも通逮でも，時間計算は，同じ実質的拘束の時点からだから，正面から通逮にした。

＊午後6時30分ごろ，署にて。

＊幹部A：○○は，勾留請求しますよ。親に監護能力がない。施設に収容能力がない。これが，勾留請求の絶対条件。観護措置になる（鑑別所）ことは，まずないだろう。

＊A月20日，署にて，朝礼後。○○の勾留請求を出すことになった書類の構成を見る。(1) 通常逮捕手続書。(2) 弁解録取書。(3) 窃盗事件捜査報告，○○であることが判明したプロセス。(4) 同，○○が置いて逃げたテレコの所有者が判明したプロセス。(5) 同，○○が入質に行った質屋の供述。(6) 同，○○の身辺捜査のプロセス，少年の勾留請求の条件を充たしていること。(7) 同，○○の被疑事実についての捜査のプロセス，勾留の必要性があることについて。(8) 参考人供述。(9) 被害届。(10) ○○自身に書かせた余罪の一覧表。(11) 勾留請求。

＊A月22日，午前11時30分ごろ，署にて。

＊刑事 C：○○の勾留が取れた。21 日から 29 日まで。
＊幹部 A：あれで取れなければ，どうしようもないですよ。

このケースでは，任意出頭後，緊急逮捕にするべきか通常逮捕にするべきかの判断に迷い，結局通常逮捕にしていることに，注目しておきたい。緊急逮捕ならば，任意出頭後，令状請求前の，どこかの時点で逮捕があり，強制捜査に移行して，そのあとで令状を執行したことになるが，通常逮捕ならば，令状執行時までは任意捜査が継続していることになろう。幹部 A が，「時間計算は，同じ実質的拘束の時点からだから」と述べているのは，「通常逮捕にしても，身柄送致や勾留請求までの時間制限は，令状執行以前の実質的拘束時から起算されるから，緊急逮捕にしなくても，緊急逮捕時の令状の請求に関する時間制限を潜脱するために通常逮捕にしたことにはならない」という趣旨であろう。このケースは，(1) 署間の競争，(2)刑事の行き過ぎを抑える幹部の指揮，(3)それに対する刑事の不満，(4) それへの幹部の譲歩，(5) 勾留への関心，(6) 少年を逮捕する基準，(7) 緊急逮捕に出動して任意出頭にとどめる場合，(8) 緊急逮捕の方針を変更して通常逮捕にする場合，(9) 少年の勾留を求める基準，などに関して，示唆するところがある。

〔**ケース11**〕

通常逮捕の場面を最も詳細に観察することができた，女性の盗犯のケース。

＊A 月 3 日，署にて。盗犯第○係の通逮に同行できるよう交渉。女のアキス。不良ホステス。執行猶予中。
＊刑事 A：否定されることは覚悟している。暴れるかもしれない。何度呼んでも出頭しないので，逮捕状を取った。
＊幹部 A：暴れられたときに，巻き込まれて（宮沢が）ケガでもされると困るから，車の中で待つように。
＊刑事 A：所在をたしかめて，いることがわかれば，つかまえて来る。逮捕状が出ているから。
＊午前 10 時 5 分，署を出発。

＊午前10時30分，大家宅で聞込み。

＊大家：家賃（16,000円）の払いは良くない。自分で店を始めるとか言っていたようだ。

＊刑事B：（宮沢に）やったことがはっきりしたのが二，三あるが，ヒキネタがなかったので，資料を集めていた。任意出頭を何度かけても，「フダ持って来い」と言って，応じなかった。芝居もうまくて，すぐ泣き落としにかかる。悪いヤツだ。警察からの電話に出ているところを聞かれてしまったことがある。ウソをつくのは大変なもんだね。子供を学校に入れるとか言っていた（○○にいる別れた夫に子供を預けている）。30万円貸してくれと言われたことがある。前に，偽名とは知らず犯歴照会したところマエがなかったので電話で呼んだところ，出頭しなかった。その後，本名が割れて，マエ持ちであることがわかった。部屋を又貸しする考えもあるらしい。出る様子があったら知らせてくれと，隣りの部屋に頼んである。

＊午前11時5分，大家に，ノックだけしてくれるように頼む。ノックしたが応答なし。同じ階にある○○の教室で待つ。12時ごろ買物に行くというので，待つことにする。

＊午後1時ごろ，ドアのカーテンが開けられているから，いるらしい。

＊刑事B：大の男が，数少い車を使って出てきたんだからね。あくまでつかまえませんと。足音がするから，ドアの前まで行くこともできないもね。いるとわかったら入ってもいいね。スタンド（外のガソリン・スタンド）から見えるから。もっとも，無理に入って，あとで文句出ると，困るもな。入ってみたらいなかったという場合，物がなくなったなんて言われるし。やっぱり，出てきたところをつかまえたい。

＊午後2時10分，大家が来て，「カーテンは朝から変化していない」と言う。

＊午後2時30分，女が電話に出た。刑事Bが，「吉田さんですか」と，ウソの電話をした。

＊刑事B：すぐノックするとまずいから，しばらく落ち着いてから行くか。ノックして出てこなかったら，どうしますか。

＊刑事C：開けて入ろう。

＊大家：そこからは，わたしは知りませんよ。

＊午後2時33分，刑事Cが，電話で，係長に指揮伺。

＊午後2時35分，ドアをノックする。

＊刑事B：もしもし。○○署のBですが。

＊被疑者が自分でドアを開ける。

＊刑事B：シタクしてくれるかい。

＊女：病院へ行ってきたの。

＊刑事 C：胃なら大事にしなきゃダメだよ。あんまり遅くなってからだと困るから。な。事情きくだけだから。

＊女：ずっと通っているの。

＊刑事 B：じゃ，シタクしてくれ。一応読んでくれ，な。これ，な。裁判官で，な。そういう容疑で，な，あれするから。

＊被疑者，別紙容疑をじっと読む。刑事 B が取りあげようとする。

＊女：ちょっと待って下さい（強い声で）。○○さんのことで来たんでないの。○○さんのことは。

＊刑事 B：いや。その書いてある通りだ。それについては，またやるから。一応，洗面道具持ってな。

＊女，じっと考え込む。

＊刑事 C：いつまでここにいたって，ラチあかないから。な，早くして。な，行こう。

＊女：また，あそこ入らなきゃならないの。

＊女，泣き出す。

＊刑事 B：メンドウみるし，悪いようにはしないから。ほら，早く。逮捕状出てしまったんだから，しようないべや。着替もちゃんと持って。○○よ，オレの言うことをきけ。立て。早くしろ，ほら。○○よ，話をきけ。言えば，わかるんだから。まごまごしてると，刑務所に引っぱっていかれると困るから。ダメだって，ダダこねたって。早く，早く，ちゃんと立て。○○，立てって，早く。たがいていかれるよ，オマエ。早くせって。向こう行って事情きけば，わかるから。ここにいたって，きけないでしょ。

＊双方，しばらく沈黙。

＊刑事 C：マエ，なんぼいたのよ。1カ月もいたか。

＊女：なんか，たくさんいたよ。

＊刑事 B：あれは拘置所さ。裁判終わるまでいたんだべ。天気いくなったなあ，ダイブンなあ，今日なあ。

＊刑事 B，タメイキをつく。女，泣いている。

＊刑事 B：オマエ，しんみりすんな。こっちもしんみりなるべや。寒いと困るから，ちゃんと着て。あとのことは，こっちがやってやるから。

＊女：また，あそこ入るの。

＊刑事 B：どこ。○○かい（拘置所）。○署かい（他署）。われわれも，それなりに考えるから。とにかく，どうしても来てもらわなければならないから。今の時勢だから，ムリヤリ連れて行くわけにいかないし，同意して来てほしいのさ。オラを責めても困るぞ。自分を責めなきゃならんさ。着れ，な。メガネかけて来い，な。わかんない車で来てるから。カミ直して，な。

＊女：今日は帰れないの。

＊刑事 B：そうだな。48時間は，こっちにいてもらうからな。

＊女：オミセはどうなるの。

＊刑事 C：行けないって電話するんだな。本当は，わがまま言ってられないんだよ。レッキとした裁判官から逮捕状が出てるんだし。みがき粉と，歯ブラシと，タオルと石ケン，いるぞ。持たないで行くのか。チリ紙も持て，チリ紙も。いい部屋だもな。

＊女がガス・ライターを見失う。刑事 B，C も捜してやる。女の声がおだやかになる。

＊刑事 C：ガムも持ってきゃいいしよ。

＊女：電話させて。

＊刑事 C：いいよ。

＊女：（友人にかけているのか）○○。お母さんは。ちょっと出して。わたし，二，三カ月いないかもしれないからね。どこって……。ウチに帰ってくる。下の管理人から鍵借りて，部屋の中，見てほしいの。玄関の鍵と階段とこの鍵と下に置いとくから。今週中には帰ってこれるから。今週中に帰っちゃうの（相手が）。わたし，あんたのとこに電話やったら，絶対頼みきいてくれる。何かあったら，荷物全部まとめてね，○○（別れた夫の住所）へ送ってほしいの。何もないって。3日たってもわたしから電話なかったら，○○に電話してね。あんた，アレの名前知ってるっしょ。○○ね。そこに連絡つかなかったら，アレのお姉さんに電話してね。3日たって電話なかったら，まとめて○○に送って。じゃ，お願いします。

＊刑事 B：イチゴ持って行きな。悪くなるから。

＊女：ごめんね。

＊刑事 B：いいや。持っていきな，果物。持って行った方がいい。もうイチゴなんか出てるんだね。

＊午後3時23分，乗車。

＊午後3時45分，署に着く。

＊刑事 A：女というのは，泣かれるのが困るんですよね。ヤンワリいかないと。はっきりしたのが2つ3つあるんですが，ヒキネタがなかったもんだから，資料集めて，逮捕状を取ったんですよ。なにしろ，任意出頭に応じないし，「逮捕状を持って来い」と言うんですから。執行猶予だからやめればよかったのに，改悛してないんですよ。（捜査庶務係に）バンメシ頼めるかい。

＊刑事 D：1時締め切りだからね。パン2個だね。76円ね。

＊午後4時10分，署にて。

＊幹部 A：どうだい。

＊刑事 A：本件については認めています。

＊刑事 E：（宮沢に）こんな女，逮捕する必要あるかい。僕が裁判官なら，逮捕状は出すとしても，勾留は出さないね。

＊刑事 A：なぜ余罪（本件よりも前にわかっていた）で令状請求しなかったか。その理由は，勾留を取りたいということ。否認してくれた方がよかったね（本件についても）。余罪から逮捕状を取るつもりだったけれど，上からチェックがかかった。被害品が金だから，発見できないだろうし，そうなれば直接証拠がない。そこで，本件を待って，逮捕状を取った。余罪の方で任出をかけても，応じなかったから。否認してくれた方がよかったね（本件も）。そうすれば，勾留が取りやすいから。今のところ，盗んだあとで返した1万円（先にわかっていた方）のほかに，マスターから1万円借りているらしいので，両方の行方を捜査する。クビになっているから，逃亡のおそれがあるということで，勾留請求するつもり。とにかく，芝居がうまいんですよ。それに，女というのは，ヤンワリいかなきゃならないから，やりにくいんです。

＊A 月 4 日，午前 10 時ごろ，署にて。

＊刑事 B：夕方7時ごろまで調べた。余罪の方も認めはじめました（知人である○○宅で，同人妻が外出中，頼まれて留守番をしていた際に，3万円と指輪を窃取した事件）。金の一部について認めはじめました。これで逮捕状を取るつもりだったが，状況証拠しかないので，やめた。鍵を盗んであとから空巣したという事件はこの次。これから攻める。

＊A 月 5 日，署にて。

＊刑事 A：女については，もう勾留請求をしました。定住性がなく，逃走のおそれがある。余罪の方の自供内容と被害内容が食い違っているので，その点を詰めなければならない。別件捜査のためなんて書けないからね。執行猶予中だから，取れるでしょう。あとは，拘置所へ持っていかれないように，お願いしているわけです。今日あたり，最初の検事取調じゃないですか。

＊午後 4 時 10 分，女が検事取調から帰って来て，取調室に入る。

＊刑事 B：「言え」と言ったって話すようなヤツじゃないからね。とにかく，帰ることばかり考えているし。勾留を取って二，三日もすれば，こっちのペースに乗ってくると思うけどね。もうちょっと頭のいい女ならどうにもならないけれども，これは頭がないから，だましだましやれるね。

＊A 月 8 日，署にて。

＊幹部 A：勾留になった。拘置所には持っていかれなかった。

＊刑事 A：余罪の方は，まあボチボチとね。ゆっくりやりますよ。

＊A 月 10 日，署にて。盗犯第○係長のところにある署長指揮簿を見る。勾留理

由のひとつ。余罪の一部を自供したが，現金額が被害額と食い違っており，指輪については盗んでいないと述べているので，さらに捜査の必要性がある。

＊A 月 12 日，午後 4 時すぎ，署にて。

＊刑事 A：はっきり起訴できるのは，○○さんの金庫から 2 万円盗んだ件。3 万円と指輪という被害届とは一致しないが，被害者も，「そう言われてみると，金庫に入れてあったとは断言できない」と言っている。現在は，その 2 万円を，「養育費として○○へ送った」と言っているので，その裏付け。ハンドバッグから抜き取った件(本件)は，事実は明らかだが，弁償している。ほかに，前回起訴されたときに，自供がなかったので起訴されなかった事件がある。これらは，悪性を証明する事情として使う。そのほか，「あるスナックで殺人があったのを知っている」と言うんだけど，刑事の歓心を買うための迎合的な情報というおそれもあるから，裏付けを急いでいる。

＊A 月 15 日，署にて。

＊刑事 A：起訴は 12 日。事実は，もちろん本件だが，本当は，本件だけでは弱い。○○方ほか 2 件の余罪がしっかりしているから，それが支えとなっているのである。金を送ったというのは，ウソとわかった。

＊A 月 18 日，午後 6 時 15 分すぎ，署にて。○○が腹痛を訴えている。刑事たちは，移監か執行停止を狙った狂言だという。

＊刑事 B：ずるいヤツでね。ボチボチ話しはじめてます。カケヒキがあるんですよ。女ドロボウとしては，最高のタマですね。

＊刑事 F：いざとなれば，救急センターへ行くさ。取調でないから，ガッチリ手錠かけてね。

＊刑事 B：もったいないけど，移監しようか。

＊A 月 19 日，午前，署にて。

＊刑事 B：○○は移監します。医者に診てもらったら，盲腸の手術のアトがユ着しているというんですよ。今また，1 件認めましたよ。これで 8 件ですからね。

＊刑事 C：○○の余罪は，ほとんど未届さ。何しろ，親しくなるとそこから盗んで，それ以後は来なくなるというんだから。どうも怪しいけれども，証拠がないから届出ないというわけさ。

＊刑事 B：○○が供述している通りで被害答申書を取ろうや。

＊金の置いてあった場所や，金額に関する記憶が，被害者の側ではっきりしないという。

＊刑事 F：きのう当直だったものだから，眠くて。○○の件は，医者に来てもらって，午後 9 時半ごろ終わりました。盲腸のユ着のほかにも，淋病とかトリコモナス病とか，ひどいんだもの。

このケースでは，被疑者が女性であることで，男性の被疑者に対するのとは異なる行動がとられているかもしれない。しかし，(1) 逮捕に先立って任意出頭を試みること，(2) 刑事の機動力の乏しさ，(3) 逮捕せずには戻れないという感覚，(4) 逮捕現場からでさえ指揮伺をすること，(5) 逮捕への抵抗をやわらげる説得，(6) 逮捕状の提示方法，(7)「メンドウをみる」という説得，(8) 女性被疑者の扱いにくさ，(9) 留置場での食事，(10) 逮捕の必要性に関する疑問，(11) ある程度明らかな余罪の嫌疑がある場合の逮捕，(12) 勾留の実質的理由としての余罪捜査，(13) 否認されることによる勾留の取りやすさ，(14) 身柄送致前48時間以内からの余罪取調べ，(15) 勾留の実質的理由が公式理由に現れないこと，(16) 留置場での勾留への関心，(17) 取調べを容易にするものとしての勾留，(18) 被疑者の「頭脳程度」に対応させた取調べ，(19) 自供がなければ起訴されにくいという考え，(20) 起訴後も直ちには拘置所に移されるわけではないこと，(21) 起訴後の取調べ，(22) 病気の訴えが狂言に見えるほどの取調べへの意欲，(23) 未届事件の多さ，(24) 被疑者の自供に基づく被害届，(25) 当直あけの継続勤務，などに関して，示唆されるものがある。

〔**ケース12**〕

他人のものであることを知らない者に他人の建材を盗ませ，さらに，そのことを知らない者に売りつけて逃亡した，間接正犯のケース。

＊A 月 16 日，署にて。

＊刑事 A：係長，材木の犯人はこいつに間違いありませんよ。

＊２度目に盗みに来たときに，目撃者がある。その車と残されたタイヤ痕が一致したので，その車を運転した者を洗ったところ，１人が浮かんできた。

＊刑事 B：通逮するだけの資料がないんですよ。あすかあさって，指揮をあおいで，任出を求めます。

＊A 月 18 日，署にて。

＊刑事 A：木材ドロボウは，あす，任出をかけて，ケリをつけます。

＊午後０時ごろ，刑事 A が木材盗の面割をしている。参考人は，X について，

「これに似ている」と言い，他1人の写真について，「これもいた」と言う。

＊幹部A：（盗犯第○係長に）任出について，幹部Bがオー・ケーです。認めたら，緊逮して下さい。

＊A月23日，署にて。盗犯第○係で，盗難被害品の返還についてモメる。被害品の建材の一部が発見された。ある大工が，被疑者から14万円で買っていた。大工は，「盗品であることを知らなかった」と言っている。

＊大工：14万といえば，少ない金ではないですから，Yがつかまるまで，手元に置くことはできませんか。

＊刑事B：そんなこと，できないよ。とにかく被害者に返して，14万は，Yがつかまってから，Yに請求しなさい。話合いがつかなければ，民事裁判で請求すればいいし。あんたが返してくれないということなら，ガサ状を取って，差押さえちゃうよ。

＊大工：それじゃ返します。本当に請求できるんでしょうね。

＊刑事B：できます。あんたが協力してくれれば，こちらも協力して，つかまえるようにしますから。

＊被害者に電話して，受取りに来るように言う。

＊刑事B：木材の件は，タイヤや目撃から車が割れて，それを使っている土建屋で，Yという男が被害品らしい建材を親方に売りつけた事実がある。ところが，Yという男は，犯行現場へは行っていないらしい。しかも，Yは，気づいて，ズラカッているんですよ。ほかにZという男が関係しているらしいので，いずれ捜査を詰めて，逮捕状を取ってつかむ，とまあ，こういう予定でいるんですがね。

＊午後3時25分ごろ，刑事A，Cが木材の件から帰ってくる。

＊刑事A：Zにも話をきいてみないと，わからないね。会社には，いなかったわ。

＊刑事C：木材を売りつけたのはYなんだけど，現場に行ったのは，XとZなわけさ。Xは，「命じられて売っただけで，知らなかった」と言ってるんですよ。本犯はYだけなのかどうか。

＊間接正犯の可能性を検討する。

＊A月24日，午前9時ごろ，署にて。

＊刑事C：きのう話した木材ドロ，予想した通りだよ。YがXとZに運ばせて，自分は手を下さずに，金だけ手に入れたということらしいね。

＊刑事B：まだ逮捕状を取る段階ではないです。本犯が逃げていますし，もう少し資料を検討しないと。

＊午後0時ごろ，刑事Aのところに，木材ドロの件で，運搬にあたったというZが来ている。任出を求めた。X（運搬にあたった，もう1人の男）の話と合

わないところがある。本人に直接電話させる。

＊A 月 25 日，午後 3 時 15 分ごろ，署にて。

＊刑事 A：木材の事件は，Y（本犯）についても，つかまえてみないことには，令状請求できない。

＊刑事 B：（幹部 A に）木材の件について，Y（本犯）を手配したいんで，令状を取って下さい。

＊幹部 A は，幹部 B のところへ持って行った。すぐに許可が出た。

＊刑事 C：届出た分の 4 分の 3 くらいしか被害品が回収できなくて，50 万が 30 万に減ってしまって，本部長指揮でなくなった。間接正犯で令状取るなんて，珍しいね。

＊A 月 27 日，午前 10 時 30 分ごろ，署にて。

＊刑事 B：木材ドロで手配した Y がつかまりました。自宅付近の人に通報を頼んでおいたところ，自宅に立戻ったところを，木材を買った人が発見し，○○ハイヤーで出て行ったところを，110 番通報してくれた。そこで，機捜が急行し，食堂にいたところを逮捕した。いやあ，機捜にやられてしまったな。

＊幹部 B：いや，どこでつかまえようと，令状出したのはウチだから，いいんだよ。機捜は，そのためにあるんだから。

＊刑事 B：われわれは，あくまで，つかまえなければ始まりませんからね。本人は，「また別の男から頼まれた」と言って，否認していますが，こいつは，前歴のときも否認していますからね。それは，覚悟のうえです。それで引下がるわけにはいきませんよ。否認していれば，勾留も取りやすいしね。まあ，これで，第 1 段階は終了というところです。これから，ガッチリやってやります。機捜は，身柄を 1 日に 8 件あげろとハッパかかっているそうで，いいことですね。われわれは，ドロボウをつかまえていれば，いいわけです。

＊B 月 21 日，署にて。Y が，留置場内で，他の被疑者たちに，「何でも，知りませんと言えばいい」と教えているという。

＊幹部 A：あげてきて。面会もさせるんじゃないよ。

＊30 分ほど，取調室で詰問していた。

このケースからは，(1) 任意出頭を求めることでさえ幹部の指揮によること，(2) 緊急逮捕に持ち込むことを予定した任意出頭，(3) 善意でぞう物を買い受けた者とのぞう物の返還をめぐる交渉，(4) 自供があってからでなければ逮捕状を請求できないのではないかということに関す

る考えの違い，(5) 機動捜査隊に対する刑事の感情，(6) 盗犯捜査は逮捕して取調べなければ始まらないという考え，(7) 勾留の実質的理由としての否認，(8) 被疑者を留置場に勾留することの便利さ，などに関して，情報が得られる。

〔ケース13〕

他人のブルドーザーを見せて，自分のものであるように思わせ，手付金をだまし取った事件。実質的には詐欺事件で，知能犯係で扱ったものであるが，ブルドーザーの窃盗として逮捕したので，ここに含める。

＊A 月 5 日，午後 5 時 30 分すぎ，署にて。二課で，逮捕状請求の準備をしている。他人のブルドーザーを見せて手付金をだまし取った事件。主犯はすでに逮捕。ブルドーザーそのものの窃盗ということで逮捕している。

＊幹部 A：もともと詐欺ですがね。主犯をドロボウでつかまえたから，共犯もドロボウにしないとね。250 万のドロボウだから，本部に指揮伺いしたわけさ。

＊「今日中に令状を取って通逮したい」と伝える。

＊幹部 A：まっすぐ課長（本部の）に電話してもいいんだけど，事務担当者が浮きあがると困るから，○○警部を探してるんだけど，次席がわかってくれたから，まあいいさ。

＊「オレが責任取るから」と伝える。

＊午後 7 時 15 分ごろ，刑事 A，B から電話。8 時ごろ帰宅するので，それまで待つという。6 時 30 分ごろ，任同を求めに署を出た。○○の飯場。他方，署内では，令状請求のために，資料をまとめている。前科，前歴があるので，常習窃盗で請求する方針。

＊幹部 B，本部へ電話。「心証を取ってから執行するつもりです」と伝える。本部は，「緊逮はできるだけ避けるように」と指示している。

＊午後 7 時 45 分，○○でドロボウ発生の通報。臨場する。

＊午後 11 時，臨場から帰る。幹部 B のみが残っている。

＊間もなく，刑事 A，B，C が帰ってくる。任同してきて，逮捕状執行。弁録書によれば，本人は，「金は渡されたが，盗みだったことは知らない。令状は却下してくれ」と言っている。

＊嬰児殺の通報。午後 11 時 25 分，幹部 C が署に来る。ただちに召集。

＊刑事 D：令状請求しなけりゃならんからね。

＊幹部 B：（ブルドーザーの件について）オレなら，本犯がゲロしてるんだか

ら，すぐ引っぱるけどな。引き急ぎするなってんだから。がっくりくるよな。オレなんか，古くなったのかな。

＊刑事 D：昔のやり方とは，ずい分違ってきたんですよ。前なら，「それ，やってこい」という調子だったもね。

これは，本部長指揮事件であって，(1) 本部に指揮伺するやり方，(2) 逮捕状を請求する予定であってもまず任意出頭を求めること，(3) 逮捕状がすでにある場合でもまず任意出頭をかけ，確かな心証があってはじめて逮捕すること，(4) 緊急逮捕の問題性に関する本部の自覚と指揮，(5) 慎重さを求められることに不満な幹部の存在，(6) その不満に同調し，より自由に行動することができた過去をなつかしむ刑事の存在，などに関して，示唆を与えてくれる。なお，このケースを観察中に発生した嬰児殺の関係では，逮捕状請求の権限が警部以上に限定されているために，幹部は夜間でも署に急行しなければならない状況を，知ることができる。

これで，通常逮捕のケースを終わる。最後は，逮捕に至らなかったケースである。

第4項　逮捕に至らなかったケース

〔ケース14〕

アパートに侵入したところ，帰宅した住人に発見され，ひもで縛って逃走した事件。強盗として捜査が始まったが，途中からはもっぱら盗犯係刑事が捜査にあたったので，ここに含める。私の調査期間中には，逮捕に至らなかった。

＊A 月 15 日，午後 6 時 35 分，署に着く。強盗発生との連絡で，ボーリング場での，脅迫事件に関する張込を一時中止して，署に戻る。

＊刑事 A：財物は盗られていない。財物は要求していない。「騒ぐと刺すぞ」と言っている。「なんでもやるから」と言っても，何も要求されなかった。

＊刑事を 1 次召集。○○官舎の全員。

＊刑事 B：住居侵入，暴行が成立することは，たしか。午後 4 時 15 分に発生，5 時に交番から署に連絡，5 時 20 分に一課長が署を出て，5 時 40 分に現着。

強行犯係は現場。盗犯は地取り。本部鑑識課から応援。

＊現場に着くと，刑事官，一課長，強行犯係長が，被害者から調書を取っている。刑事Cは，被害者を縛ったヒモをほどいた人から，調書を取っている。

＊午後8時ごろ，課長が「ラッチ送り」を実験。発見者のドライバーで。「あて痕」があったので，シリコン・ラバーで取る。発見者に，縛り方，さるぐつわを再現してもらう。写真をとる。被害者の毛髪を発見。課長は，縛るのと，さるぐつわに使ったヒモを，任提，領置，仮還付したことにして，「別にしておいて下さい」と被害者に依頼。

＊午後8時35分，現場から引上げ。

＊午後8時50分，署に着く。応召状況をみると，刑事Dの班の7人は，コンパを中止して参加。結局，地取りは15人。ただし，刑事D，E，鑑識の1人は，現場に着いただけ。室内に入ったのは，刑事官，課長，刑事C，F，G，鑑識2人。

＊幹部A：「元気」（元気回復休暇）をやると，必ず何か起きる。

＊午後8時52分，外まわりから報告をきく。

＊刑事C：「ごめん下さい」と言っている声が午後4時前後にきこえたという。向かいの部屋の学生には，明日，会う。内部関係は，明日，当直だけでやる。

＊午後9時10分，当直を残して，解散。

＊A月18日，署にて，朝礼後。

＊刑事H：捜査は，刑事Gらの班に指示した。周辺での盗犯関係は，盗犯○係でやってもらう。強行は，待ってくれと言うわけにはいかないから，とにかく目の前にあるものから処理する。現在は，どの班というわけではなくて，それぞれの刑事が割りあてられる。

＊幹部B：罪名としては住居侵入と暴行だが，態勢としては強盗でやる。

＊午後0時40分ごろ，署にて。

＊刑事I：金曜日に○○で発生した6件のヒルアキの手口が，すべてアパートのラッチ送りであるため，土曜の強盗と手口が一致する。人相は，若く，小柄で，白っぽい服という。目撃者がある。Xという前科者の手口，身長，年齢，服装が似ている。強盗の方はだめでも，ドロボウの方には，確実にくっつく。

＊午後1時ごろ，署にて。刑事Eが，金曜日の事件で盗まれた物の私的な「お願書」を書いている。

＊刑事I：ドロボウの関係で，もう1人の容疑者の心あたりがある。北電に○○方面の検針員を問い合わせる。土曜日の事件のアパートに，「前にやった検針がまちがっていたので，領収書を見せてほしい」と言って行った者がある。アルバイトの経験でもなければ，そんな言い抜けは，とっさにはできな

いのではないか。人相は，若い小柄な男で，白っぽい服を着ていた。これは，アパート付近の聞き込みで入手した情報。

＊幹部 B：あの事件のとき，ベルを押してまわった者があるかどうか。

＊刑事 J：あの周辺で，白っぽい服装で，ノゾキをやっていた事件もあったという。

＊A 月 19 日，署にて。刑事 I から幹部 B に電話。

＊刑事 I：○○のヒルアキのメンが割れた。モンタージュを作るために，目撃者を本部に連れて行ったところ，顔写真から，すぐにメンが割れた。ひき続き指紋を対照し，所在調査する。所在不明ならば，逮捕状を取って手配する。多分，強盗の方も片づくだろう。

＊刑事 K：強盗の被害届，どこに行ったか，わからなくなってしまった。

＊午後 0 時 15 分，刑事 E，I が署に戻る。

＊刑事 I：これから所在調査をする。

＊午後 2 時 10 分ごろ，盗犯○係に目撃者が来る。刑事 L，Y（別事件の被疑者）に，「ちょっとここで名前と生年月日を書いてくれ」と言って，調室から出して，面通しをさせる。背丈は同じだが，まったく違う男だという。

＊刑事 L：似たようなドロボウが，まだいるんだね。

＊午後 4 時ごろ，署にて。

＊刑事 M：連続ヒルアキがあって，強盗事件があって，アパートのベルを鳴らして，検針員だという言い抜けをした者があった。強盗事件の犯人も，ドロボウも，ベルの男も小柄。人相，着衣も近い。強盗とドロボウがつながるのではないかと思って，適格者をリスト・アップした。アパート周辺の目撃者に写真を見せたところ，X と判明。人相，体格が一致。所在捜査と指紋照会をする。所在判明すれば，緊逮または通逮。もし本当に強盗とくっつけば，なかなかいいタマだね。

＊幹部 B：一杯飲むだろう。

＊午後 6 時 30 分ごろ，署にて。

＊刑事 E：パチンコ屋をまわっていたら，7 年服役した Z が出てきていて，ばったり会ってさ。情報提供頼んだわけ。

＊刑事 I：ヒルアキの方で目撃者がいる。しかし，指紋は一致しない。情況証拠はあるが，それだけでは逮捕状は取れない。幹部が取ってくれない。

＊幹部 B：ヒルアキの○○方の件でやった方がいいね。

＊午後 6 時 35 分，電話で刑事 E に情報あり。

＊刑事 E：○○のナイトクラブでホール主任をやっているのがそうらしいという。まず，本人かどうかたしかめる。本人とわかれば，任同かけて署へ連れてきて，ゲロさせる。

＊午後6時55分，刑事Iが係長に電話で指示をあおぐ。

＊刑事I：（係長に）○○さん（ヒルアキの目撃者）を連れて行って，もし本人だったら，事務所でヤサをたしかめて，明日やる。これでどうだろ。（宮沢に）係長は，事務所できくのではなく，ヤツの友人にきいた方がいいと言っている。その場の状況に応じてやるさ。

＊刑事E：係長について来られると，横からチャチャ入れられて，だめになるからね。

＊刑事I：連絡役とか資料整理をしてくれればいいの。昔みたいに勝手にやれないからね。

＊刑事E：オレは勝手にやる方だね。

＊刑事Eは，すでに捜査報告書の作成にかかる。

＊午後7時12分，係長から，「慎重にやるように」という電話がある。「一般住民を使うのは適正捜査と言えない」と言っている。

＊刑事E：（係長に）水商売だから，喜んで来ますよ。「本人を見なければたしかなことはわからない」と言っていますよ。

＊刑事I：いま思い出したぜ。Xといえば，○○屋の工事現場からカメラ盗んだヤツでないか。保護監察ついたんだ，あのときは。オレ調べたヤツだからな。

＊午後8時15分，○○方に電話するが，目撃者は帰宅していない。刑事Eの友人を誘う。そのオイが○○のナイトクラブにいるというので。

＊午後8時30分，署を出る。刑事E，I，Eの友人，宮沢。

＊ナイトクラブに着いたところ，本人は休んでいる。Eの友人のオイでナイトクラブに勤めている者によれば，顔はまちがいないが，髪はきちんと刈って分けているという。目撃者は，「リーゼント・スタイルで，ボサボサだった」と言っている。

＊午後10時20分，署に帰る。

＊A月20日，午後1時，刑事E，Iと署を出る。アパート周辺で聞込み5軒。ボウリング場1軒で聞込み。写真をコピーしてもらって，置いてくる。質屋1軒で台帳を見る。さらに，質屋・古物商3軒，ボウリング場1軒。

＊午後5時20分，署に帰る。

＊A月22日，署にて，朝礼後。

＊刑事M：きのうは1日張込み。前後2交代で。○○に近いアパートで，大家も住人も，何か尋ねると通じてしまうから，近くの美容院できいてきた。いたか，いないか，わからないけどね。今日，引っぱるつもり。

＊午前10時30分ごろ，刑事E，IがXを連れてくる。任意同行。

＊刑事E：アパートで寝ていた。これから目撃者を呼んで，面通しをする。

＊午後0時ごろ，目撃者に面通しさせたところ，「全体の感じはよく似ているが，感度がない」と言う。
＊午後0時30分ごろ，Xを帰す。
＊刑事E：大体こんなもんですよ。確率は，100何万分の2くらいですよ。またはじめから新しいお客さんを探すだけですよ。

このケースでは，強行犯捜査の要素と盗犯捜査の要素がまじり合っているが，途中からは，もっぱら盗犯捜査の様相を呈する。(1) 召集への応召状況，(2) 新しい発生事件に重点を移していかなければならない強行犯捜査，(3) 手口捜査，(4) 重要な被疑者であるかもしれないという期待，(5) 過去に扱った前科者からの情報提供，(6) 逮捕状請求への幹部の慎重さ，(7) 任意出頭を求めるかどうかについても電話で係長の指揮をあおぐこと，(8) そのように不断に指揮を受けなければならないことへの不満，(9) 刑事の行き過ぎを抑えようとする係長の指揮，(10) しかし，その目の届く範囲にいない場合に，刑事個人のやり方が実現されうること，(11) かつて扱った事件に関する記憶，などに関して，情報が得られる。

第5項　要　　約

以上，盗犯関係の11ケースを提示した。一見して明らかなことは，刑事が自ら現行犯逮捕をする機会の乏しさである。刑事が自ら行ないうる逮捕の中心は，すでにかなり確からしい心証があり，その意味ですでに「犯人がわかっている」，通常逮捕である。刑事による逮捕のこの基本的な特性は，緊急逮捕にも現れている。すなわち，被疑者との偶然の遭遇という性格が窺える外勤部門での緊急逮捕に比較して，事前に予期され，冷静に準備された緊急逮捕という性格が強いように，思われる。したがって，刑事を対象にして論じる限り，逮捕類型としては，通常逮捕，または，それに近い緊急逮捕のみを考えれば足りよう。

逮捕の前段階としては，刑事が呼出しに出向くタイプの任意出頭，いわゆる任意同行が重要であろう。逮捕状がない場合には，自供を得て緊

急逮捕に発展させるし，逮捕状を得ている場合には，自供を得て心証を強め，逮捕するわけである。

逮捕以後の段階では，余罪の追及が重要のようである。勾留，とくに留置場への勾留は，そのために有効に活用されているように，思われる。言うまでもなく，外勤部門から送られてくる現行犯逮捕やそれに近い緊急逮捕のケースも，取調べはもっぱら刑事が行なうわけである。したがって，取調べとそれを通しての余罪解明は，いわば刑事の独壇場として，刑事の捜査行動の中核をなすことになろう。

なお，機動捜査隊によって，刑事特有の逮捕類型による機会も，奪われがちであるように思われる。もしそうであるとすると，刑事にとっての取調べと余罪解明の重みは，今後も次第に高まっていくであろう。

そのようにして，主要ケースの生データから窺われる捜査の基本的パターンは，はじめに引用した刑事たちの発言の内容と，よく一致すると思われる。とくに，余罪解明の重要性は，改めて強調しておいてよいであろう。

30巻1号本論文(1)に誤植がありましたので，下記の通り訂正いたします。

頁	行	誤	正
292	25	$0.75\overset{\circ}{<}Pr\overset{\circ}{<}0.5$	$0.75\overset{\circ}{>}Pr\overset{\circ}{>}0.5$
288	質問〔1〕	あ$\overset{\circ}{\text{た}}$た	あ$\overset{\circ}{\text{な}}$た
143	質問〔336〕	の$\overset{\circ}{\text{内}}$の考えは	の「$\overset{\circ}{\ }$」内の考えは

The Attitudes and Behavior of the First Line Detectives Concerning Criminal Investigation : A Study with Observational and Survey Methods (2)

Setsuo MIYAZAWA*

I. Introduction

1. The Aims of This Article and Its Position in the History of Police Studies in Japan

2. The Process of Data Gathering

Appendix 1. Questionnaire Items and the Response Distributions (Vol. 30, No. 1)

3. Some Methodological Problems

This section deals with some methodological problems in the data analysis. The major problems are comprehension and communication of the tacit frames of perception of the subjects and validity of the responses to questionnaire.

(1) Comprehension and Communication of the Tacit Frames of Perception of the Subjects

Harold Garfinkel, a leading scholar of ethnomethodology, demonstrated the existence and importance of the shared but tacit frames of perception in maintaining stable interactions among people. He called such perceptual frames as seen but unnoticed background

* Associate Professor, Faculty of Law, University of Hokkaido, and Ph. D. candidate, Department of Sociology, Yale University. LL. B., LL. M., University of Hokkaido, and M. A., Yale University.

expectancies. People perceive situations according to their own frames of perception and respond to them while unconsciously expecting that others will perceive and respond to their behavior with the same perceptual frames. Hence, their verbal expressions are always made in very truncated forms, and their complete meaning is comprehensible only if the subject's frames of perception is shared. Policemen are one social group that develops common frames of perception which outsiders are unfamiliar with. Therefore, an outside researcher has two difficult tasks. First, he must comprehend such tacit perceptual frames as an outsider on the basis of truncated verbal expressions or behavior by the police. Second, he must communicate the complete meaning of the police expressions or behavior to the readers who are also outsiders and unable to independently check the validity of interpretations presented by the researcher.

In order to overcome these methodological difficulties, *The Social Organization of Juvenile Justice* by Aaron V. Cicourel was examined. Cicourel used observational and documentary data from two communities in California to describe fixed frames of perception of the juvenile justice agents and show how juveniles were perceived and characterized by their fixed notions. He also demonstrated how the label of delinquents was established through the steps of juvenile justice system. He not only presented verbatim records of the observed encounters between juveniles and agents, but also rewrote and interpreted them to reveal their complete meanings, which he thought as tacit frames of perception of the agents. When he interpreted written documents on the cases, he asked the readers to refer to these rewritten verbatim records in order to understand what he had in mind as the counterparts in real settings as well as the underlying perceptual frames of agents.

However, in order to follow Cicourel's approach to the present methodological problems, a very optimistic assumption has to be made about a researcher's ability to notice every characteristics of the observed objects at once and also to verbally record all of them. It

is suprising that Cicourel paid little attention to the problem of selective perception. Moreover, there can be no direct evidence of the tacit perceptual frames. Only circumstantial evidence can be used by the researcher to infer what he believed were the subject's tacit frames of perception. The reader's acceptance of such inferences seems to depend largely on the psychological persuasiveness of the researcher who spent a substantial amount of time with the subjects in natural settings.

Cicourel's approach nonetheless seems to be a reasonable practical solution if its limitations are acknowledged. Hence, I will present raw observational data of the major cases of investigation in the next chapter and summarize the information I inferred from them. The reader should refer to this chapter whenever fragments of observational data or responses to the questionnaire are given. In this way, I will provide the entire context from which the data were drawn, the counterpart in real situations which I have in mind, and the whole meaning which I think the subject intended through his truncated expressions. The presentation of raw observational data in this way should make the reader easier to critically examine my interpretations and inferences.

(2) Validity of the Responses to Questionnaire

In a questionnaire survey, it is always possible for a respondent to avoid giving responses which reflect his real perceptions, evaluations, or selections of behavior. The major part of the questionnaire items in my study addressed the behavior which the police might think appropriate to carry out their duties of criminal investigation. The questions had a general form of "Do you think that one cannot be said as executing his duties as a policeman unless he does .... ?" and were accompanied by the response categories of "Agree," "Rather agree," "Indifferent," "Rather disagree," and "Disagree." Therefore, there was a danger, for instance, that respondents simply selected the safest response category of "Indifferent" irrespective of their true

opinions.

A direct test of the validity of responses which compares the responses with the true attitudes is impossible. The purpose of a questionnaire survey is to infer underlying attitudes from verbal responses when a researcher cannot observe the subject's behavior in natural settings or infer the attitudes from actual behavior. Fortunately, however, the major questions are constructed in such a way that similar responses would reflect a particular direction of attitudes about problematic investigative behavior. Therefore, an indirect test may exist which examines co-variation among similar responses. To perform this indirect test, the responses to 41 major questions are recategorized into positive ("Agree" and "Rather agree"), neutral ("Indifferent"), and negative ("Rather disagree" and "Disagree") responses, and the so-called type III of Chikio Hayashi's quantification theory is applied. Hayashi's method is a form of principal component analysis for categorical data; it is expected that the largest underlying component behind the responses shows a bipolarity with positive responses on one side, negative responses on the other side, and neutral responses on the in-between position.

The result in analysis did not produce the expected structure. The largest component, which explained 23% of the total variation, has neutral responses on one side and both positive and negative responses on the other side. Only the second component, which explained 11% of the total variation, shows the expected structure.

Therefore, I conclude that the largest question for the respondents was not whether to approve or disapprove the presented investigative behavior. Rather, the largest problem was the decision to give any clear answer. I interpret neutral responses to mean that the respondents gave no answer either because they did not wish to reveal their individual opinions or because they did not understand the presented questions. However, another possibility is that once respondents decided to give a definitive answer, their positive or negative response became serious one. Because I am interested in

determining the majority opinion among the police, the unclear meaning of the neutral responses does not pose any serious problem. Rather, I considered whether a majority of respondents selected either positive or negative response. Especially in the detective divisions, the focus of my analysis, the number of neutral responses was the smallest and, therefore, presented the least problem.

II. Observational Data of the Major Cases

This chapter presents raw observational data of the major cases where the outlines of entire processes of investigation were known. There are two aims. One is the presentation of raw data with regard to the methodological problems of comprehension and communication of the tacit frames of perception of the subjects. The other is to get a rough picture of the ways in which the steps of investigation are followed for different types of crimes in natural settings.

The major steps of criminal investigation in Japan may be summarized as follows.

(1) Questioning by police in line of duty. A policeman may stop and question a person whenever he reasonably believes that the person has committed a crime, is going to commit a crime, or knows about a crime already committed or being to be committed. He may also ask the person to accompany him to a nearby police station or a police box if questioning at the scene is disadvantageous to the person. These activities are not compulsory, and the person may refuse to comply with them.

(2) Requesting the appearance of the suspect or the third party. A policeman may request the suspect or the third party to appear for questioning at a police station. Sometimes a policeman goes to a suspect's residence or workplace in order to request his appearance and ask him to accompany to a police station. These activities are not compulsory. At the time of questioning, the suspect has to be notified that he is not required to make any statement against his will.

(3) Ordinary arrest. A policeman may arrest the suspect with a warrant issued by the judge. Only a policeman of inspector or a higher rank and authorized by a local public security commission may make an application for a warrant when there is a probable cause to believe that the suspect has committed a crime. The restrictions on the authorization and rank of policemen who may apply for a warrant are applicable to other types of warrant, too. Immediately after the arrest, the suspect has to be informed of the charged crime and the right to retain counsel.

(4) Emergency arrest. If there is sufficient reason to believe that the suspect has committed a crime punishable by death, life imprisonment, or a maximum of three years or more, and if there is no time to apply and wait for a warrant, a policeman may arrest the suspect without a warrant. Immediately after the arrest, however, a warrant has to be requested. If a warrant is not issued, the suspect has to be released.

(5) Arrest of a flagrant offender. Anyone, police or citizens, may arrest a person who is committing or has just committed a crime.

(6) Search and seizure. Search and seizure may be carried out only with a warrant issued by the judge except when incident to the arrest.

(7) Keeping the suspect in custody at a police station. If detention is considered necessary, the suspect has to be transfered to the public prosecutor within 48 hours after the arrest. Otherwise, the suspect has to be released. If the public prosecutor believes that detention is necessary, he has to make an application for a warrant to the judge within 24 hours after the suspect is transfered from the police. Reasons for detention are: the suspect has no fixed dwelling place; there is reasonable ground to believe that suspect will destroy evidence; or the suspect has fled or there is reasonable ground to suspect that the suspect will flee. If both the police and the public prosecutor consider detention necessary, the suspect will be kept in coustody in a police station for up to 72 hours. When

detention is not sought or the issuance of a warrant is rejected, the suspect has to be released.

(8) Detention by the judge. A judge may issue a warrant if he determines sufficient reasons and necessity for detention. The initial length of detention is a maximum of 10 days. It is renewable by the judge upon a request from the public prosecutor for a maximum of an additional 10 days. In cases of crime of insurrection, regarding foreign aggression or foreign relations, or of riot, up to an additional 5 days may be requested. The place of detention should be a facility in a prison. But a custodial facility in a police station is recognized as a substitute for a term of no more than one month. The police prefer the suspect be detained in their custodial facility rather than a facility far from their police station. The public prosecutor has to institute prosecution before detention ends. Otherwise, the suspect must be released. Once prosecution begins, the suspect becomes the defendant and enters into a different legal relationship with the court.

(9) Questioning of the arrested or detained suspect. The suspect who is in custody after arrest or detained may not refuse to appear before the investigator, though he still has the right to remain silent.

It is one of the aims of this chapter to find how these steps are followed and what behavior the detectives take at each step in investigating different types of crimes.

1. Investigative Activities in the Patrol Division

Although the patrol division is not part of my research here, I will present the data from three cases in order to give some understanding of a division where criminal investigation is not the primary function. The cases include an arrest of a flagrant offender of assault, an emergency arrest of a larceny suspect, and a case in which a uniformed patrolman failed to follow legal procedure required for emergency arrest while virtually making an arrest of a suspect

of intrusion.

Uniformed policemen of the patrol division assigned to police boxes spend most of their time giving directions and in other non-criminal matters. They rarely encounter a situation in which they can make an arrest. When they do, it is generally the arrest of a flagrant offender or an emergency arrest. Because they are unfamiliar with criminal investigation, they occasionally fail to follow necessary procedure. Even when they do make an arrest, the suspect has to be immediately transfered to the detective division. The officers have to gather evidence and complete documents about the suspect whom they arrested but cannot question him. The lack of opportunity to make arrests, coupled the lack of authority to continue investigation, are discouraging factors for most of the uniformed policemen in the patrol division.

2. Investigative Activities Concerning Property Crimes

One group of cases handled by the detective divisions are property crimes which constitute the overwhelming majority of non-traffic crimes reported to the police. The data are presented for eleven cases, including larcenies and intrusions. Intrusions are considered attempted larcenies and handled by the property crime sections. Arrests of flagrant offenders were made in three cases, emergency arrests in another three cases, ordinary arrests in four cases, and no arrest in one case.

Detectives at the rank of assistant inspector or lower perceive that investigation of larceny is becoming increasingly difficult. It is hard to find direct evidence especially when cash is stolen. Also the number of detectives in the property crime sections is very small compared with the number of crimes. Nevertheless, achievement in these sections is taken as the most important index of performance of the entire police station. Therefore, detectives have to invent some way to most effectively use their limited resources. They focus on larcenies after intrusion into residences because they could

develop into robberies if residents happened to be there. When a new incidence is reported, they examine the *modus operandi* of the suspect and check it against a list of recidivists. After successfully arresting the suspect, detectives generally try to get a confession. Because there can be no direct evidence, such confessions become important for gathering additional circumstantial evidence which may establish guilt. An arrested suspect is so valuable that detectives try to clear as many crimes as possible through his confession. Even before an arrest, detectives show their interests in crimes other than the one which is the basis for arrest. Yet, detectives complain that criminals, in particular recidivists, are increasingly becoming aware of their rights, especially to remain silent. According to detectives, their work is characterized by a steady effort over a long period of time to wait for the chance to encounter a suspect and by patience to seek confessions.

Supervisors at the rank of inspector or higher also have very similar perception. Yet, they seem more optimistic about the possibility of improving their subordinates' performance and have according expectations.

It is rare for detectives in charge of property crimes to make an arrest of flagrant offender. A majority of their arrests are well-prepared ordinary arrests or similar emergency arrests. Before arrest, the suspect may make a voluntary appearance when detectives find him and ask him to accompany them to the police station. When a warrant is not yet issued, confession is sought. Yet, after confession, a warrant for emergency arrest is sought. Even when a warrant is already issued, it is generally executed only after confession in order to avoid an arrest of a wrong person. At the stage after arrest, it is most important to solve crimes other than the one for which the warrant is issued. Thus, detectives are very interested in whether the public prosecutor succeeds in getting a warrant from the judge to detain the suspect in a custodial facility in their police station. Since questioning is conducted only by

detectives (even when the arrest is made by a uniformed policeman), the stage after arrest seems the core of the investigative activities of detectives, and the importance of clearing unsolved crimes should be stressed.

(to be continued)